

佐伯市地域福祉計画 佐伯市地域福祉活動計画

第3期 実施計画(令和元年度～令和5年度)

令和3年度実施報告書



令和4年8月

佐伯市

佐伯市社会福祉協議会

《目 次》

基本目標1 やさしい心と人づくり	・・・・（市）P.2～P.6、（社協）P.22～P.28
基本目標2 支えあう地域づくり	・・・・（市）P.7～P.10、（社協）P.29～P.35
基本目標3 サービスを利用しやすいしくみづくり	・・・・（市）P.11～P.16、（社協）P.36～P.43
基本目標4 安全・安心なまちづくり	・・・・（市）P.17～P.20、（社協）P.44～P.46

佐伯市地域福祉計画

令和3年度実施報告書



佐 伯 市

基本目標Ⅰ やさしい心と人づくり

A 順調に推移
C やや不足していた

B 概ね順調に推移
D 不足していた

Ⅰ 地域の交流・ふれあいの促進(Ⅰ～8) Ⅱ 福祉意識の醸成(9～13) Ⅲ ボランティア・NPO等の育成(14～20) Ⅳ 関係団体の活動促進(21～26)

【行政の取組】

No.	施策名	施策内容	担当部署	実施状況	令和3年度の具体的な取り組み	効果と反省	評価
Ⅰ 地域の交流・ふれあいの促進(Ⅰ～8)							
1	「さいきの茶の間」の推進	・ 高齢化が進展する中で、家に閉じこもりがちな高齢者を対象に、地域での生活の助長、社会的孤立感の解消、地域間交流、介護予防等を図るため「さいきの茶の間運営事業」に要する経費を助成します。 ・ 助成要件について検討し、新規団体や参加者の増加に努めます。	高齢者福祉課	R1 A R2 A R3 B R4 R5	新たに1箇所の茶の間の開設し、3月末時点で、59団体が実施しています。	高齢者の介護予防・生きがいづくりの場が増加しました。	B
2	「ふれあい・いきいきサロン」の推進	・ 家に閉じこもりがちな高齢者や要介護者になるおそれのある高齢者等を対象に、社会的孤立感の解消や自立生活の助長、介護予防を図るためのサロン事業を実施します。	健康増進課	R1 A R2 B R3 B R4 R5	自主型と支援型を合わせて、150箇所で開催し、参加者は延べ14,903人でした。高齢者の介護予防事業の推進が図られています。	令和2年度に引き続き、コロナ禍により延べ参加者は例年より減少しています。 自主型のお世話役の人材不足により、自主運営が厳しい団体が増加すると思われるため、今後のサロン運営体制の強化が必要です。	B
3	敬老会への支援	・ 高齢者に敬意を表し、長寿を祝福するために、地域で開催されている敬老会行事に対して助成を行います。 ・ 敬老会への補助についての周知を図り、開催地区の増加に努めます。	高齢者福祉課	R1 B R2 B R3 B R4 R5	市内全区長に、敬老会補助金に係る申請書類等を配布し、敬老会の開催に対する助成の案内をしました。 敬老会の開催状況は、10地区で396人が参加し、396千円の助成を行い、新型コロナウイルス感染対策として、開催地区にはマスク・消毒薬を配布しました。	高齢者が地域や人との交流の機会の確保ができましたが、敬老の日を1ヶ月後に控えた8月下旬に、県下で新型コロナウイルスの感染者が増加したため、感染拡大防止の観点から中止した地区が多くありました。	B
4	障がい者の交流の場づくりへの支援	・ 障がい者の社会参加・交流支援の一環として、佐伯市福祉ふれあい運動会や各種スポーツ大会への支援を行います。	障がい福祉課	R1 A R2 B R3 B R4 R5	令和2年度に続き佐伯市ふれあい運動会、大分県障がい者スポーツ大会がコロナ禍により中止になりました。	引き続き障がい者団体や障がい者福祉施設等と連携しながら、障がい者の交流の場づくりの支援を行っていきます。	B
5	地域子育て支援拠点や放課後児童クラブの充実・強化	・ 保護者の子育てに対する不安感の緩和や、保護者・子ども同士の交流を促進するため、地域子育て支援拠点や放課後児童クラブの充実・強化を図ります。 ・ 地域子育て支援拠点間のネットワーク、NPO、ボランティア等の民間支援団体とのネットワークの充実・強化に努めます。	子ども福祉課	R1 A R2 A R3 A R4 R5	子育て中の親子が気軽に集える交流の場づくりやきめ細かな子育ての相談体制を引き続き実施できました。今後も事業者との連携により、地域に根差した事業を展開します。 地域子育て支援拠点 7カ所 延べ利用者数 26,015人(R4.3.31) 放課後児童クラブ 24クラブ 登録児童数 891人(R3.4.1)	基本的に現計画を踏襲するとともに、他の課とも協力して、活動についての周知を図り、利用者の増加に努めていきます。	A
6	子どもの居場所づくりに対する支援	・ 子どもたちの孤立を防止し、健やかに育成される環境整備をすることを目的に、食事の提供と居場所づくりを行う事業に対する経費を助成します。	子ども福祉課	R1 A R2 A R3 A R4 R5	前年度に引き続き、こども食堂の新規開設にともなう事業経費への助成を目的とした予算を確保しましたが、コロナ禍の影響から新規開設者はありませんでした。	増加する共働き家庭やひとり親家庭への支援、孤立化高齢者の孤食問題が危惧されており、居場所の存在となるこども食堂の開設は、これらの問題解消につながることから、今後も開設に向けての支援を継続していきます。	A

No.	施策名	施 策 内 容	担当部署	実施状況		令和3年度の具体的な取り組み	効果と反省	評価	
7	地域とともにある学校づくりの推進	・コミュニティ・スクールの設置、拡大により、学校運営に地域の声を積極的にいかし、学校と地域が相互に連携・協働した取組をさらに進めます。	学校教育課	R1	A	佐伯市内の全中学校区ごとに設置された学校運営協議会において、コロナ禍で協議会の開催が難しい中でも、アンケートや個別の協議の実施、紙面開催等の工夫により、学校と保護者や地域住民が協働しながら子どもたちの豊かな成長を支える取組を進めてきました。	コロナ禍で年3回の協議会や地域と学校が連携した活動が実施しにくい状況が続く中でも、アンケートや個別の協議等により、家庭や地域の意見を収集し、学校運営に生かすことができていました。今後の課題としては、熟議の実施により家庭・地域の主体的な取組に繋げていくことです。	B	
				R2	B				
				R3	B				
				R4					
				R5					
8	地域行事への支援	・地域住民同士の交流を促進するため、地域の中で様々な世代の人が参加できるお祭りや催し等への支援に努めます。	全庁	R1	A	市内、各種団体が開催する事業やイベントについて、市報・ケーブルテレビ・各報道機関への広報依頼に加え、市ホームページ等を活用し情報発信を行い、広く周知を図りました。	ホームページからの発信情報を充実させ、あわせて新規導入のフェイスブック、ライン等のSNSを活用した情報の多重化による発信を行い、様々な世代の人の参加の促進に取り組みます。	A	
				R2	A				
				R3	A				
				R4					
				R5					
2 福祉意識の醸成(9～13)									
9	「佐伯市人権施策基本計画」「佐伯市人権施策基本計画に係る実施計画」の推進	・部落差別解消推進法(平成28年施行)、障害者差別解消法(平成28年施行)、ヘイトスピーチ解消法(平成28年施行)の三つの法律を反映した「佐伯市人権施策基本計画」及び「佐伯市人権施策基本計画に係る実施計画」に改定します。 ・これらの計画に基づき、今後も部落差別をはじめとした様々な人権問題に関する啓発等の活動を計画的に推進します。	福祉保健企画課	R1	B	さまざまな人権課題の解消につながる啓発・教育に関する事業を実施しました。 ①人権啓発講演会(2回・895人) ②人権市民講座(6回・342人) ③7ブロック合同研修会(1回・158人) ④シンポジウム(1回・50人) ⑤事業所訪問(16か所・514人) ⑥企業研修(1回・11人) ⑦啓発展示(5回・延900人) ⑧ケーブルテレビ啓発(1回) ⑨人権標語(5570人) ⑩人権の花(1校・200人) ⑪市報・市HP・SNS等広報啓発	人権啓発教育事業は、平日昼間会場での受講が通例の形式となっていました。コロナ禍でもできる啓発として、オンライン(ズーム・動画配信)などの新たな手法を取り入れることにより、多くの方に啓発することができました。特に若年層への啓発教育が課題でしたが、デジタルツールを活用することで、若い世代の方々に講座を受講していただくことができました。 また、展示やSNS等での広報周知を図り、また、団体や学校、企業と連携して人権に関わる事業を効果的に実施することができました。 コロナ禍という特殊な状況ではありましたが、そういった状況にある時こそ、人権侵害や差別などの事案が増えたことから、さまざまな方法を随時取り入れ、一年間をとおして実施することができました。	A	
				R2	A				
				R3	A				
				R4					
				R5					
10	人権・同和教育研究大会等の開催	・佐伯市人権・同和教育研究会と共同で実施している人権・同和教育研究大会やブロック別研修会等についての周知を図り、多くの市民が参加できる体制づくりに努めます。	学校教育課 社会教育課	R1	B	【学校教育課】 令和3年度は、新型コロナウイルス感染防止のため、佐伯市人権・同和教育研究大会夏季大会やブロック別研修会はオンラインによる開催を行いました。佐伯市人権・同和教育研究会では、進路・学力保障に関する調査や、自主活動の取組のレポート作成をまとめた冊子「佐伯市の人権教育」を作成・配付しました。	【学校教育課】 新型コロナウイルス感染防止のため、研修会はオンラインで開催しました。研究のまとめとして、冊子「佐伯市の人権教育」を作成・配付することで、各学校の研修に活用することができました。これまで積み重ねてきた取組が後退することのないよう、今後も研修の方法や内容を工夫しながら進めていく必要があります。	B	
				R2	B				
				R3	B	【社会教育課】 佐伯市人権・部落差別解消教育研究大会夏季大会は新型コロナウイルスの感染拡大防止のため一堂に会しての開催は急きょ中止とし、人権・部落差別解消教育協議会と共催で、リモート及び録画DVD視聴による部落差別問題の講演会を開催しました。			
				R4					
				R5					

No.	施策名	施 策 内 容	担当部署	実施状況		令和3年度の具体的な取り組み	効果と反省	評価
11	人権学習会の開催	・ 市民が身近な地域で人権について学習できるよう、地区公民館において「地区別人権学習会」や「高齢者学級人権学習会」等を開催し、参加者の増加を図るため、周知にも努めます。	社会教育課	R1	B	各地区公民館で実施する高齢者教室15学級で人権学習会を開催し、549名の参加がありましたが、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため中止した教室もありました。また、女性学級の3学級でも人権講演会を開催して100人の参加があり、人権意識の啓発を行いました。	引き続き高齢者学級や女性学級等での人権学習を継続し、より多くの市民へ学習の機会を提供する取組が必要です。また、様々な人権課題がある中でバランスを取りながら、部落差別解消法を受けていかにこのテーマの理解を深めていくか課題です。	B
				R2	B			
				R3	B			
				R4				
				R5				
12	学校における人権教育の推進	・ 「大分県人権教育推進計画」、「佐伯市長期総合教育計画」に基づき、児童生徒の人権意識の醸成を図り、地域の協力を得ながら学校における人権教育の一層の充実に努めます。 ・ 協力的、参加的、体験的な人権学習を推進するため「体験的参加型人権学習」を取り入れた授業を推進します。	学校教育課	R1	B	各小・中学校においては各校が策定する「人権教育全体計画」「人権教育年間指導計画」に基づき、計画的な取組が積み重ねられています。特に、部落差別については、「部落差別解消の推進に関する学校教育指導方針」に基づいて取組を進めました。	学校においては、いじめの問題や部落差別を始めとしたさまざまな人権に関する課題が存在しています。その解決に向けて、児童生徒への人権に関する知的理解、意識、態度等の育成を図るとともに、教職員の指導力向上、保護者や地域と連携した取組をさらに進めていく必要があります。	B
				R2	B			
				R3	B			
				R4				
				R5				
13	学校等での福祉体験教室の開催支援	・ 学校教育や社会教育の場で手話の体験教室の開催を支援します。	障がい福祉課	R1	A	コロナ禍により、手話の体験教室が開催できませんでした。	障がい福祉課内に手話通訳者を2名配置しており、引き続き、学校や地域からの支援依頼があれば、対応できる範囲で支援を行っていきます。	B
				R2	B			
				R3	B			
				R4				
				R5				
3 ボランティア・NPO等の育成（14～20）								
14	ボランティア養成講座の開催	・ 手話奉仕員養成講座を開催します。	障がい福祉課	R1	A	手話奉仕員養成講座（昼の部・夜の部共に44回）を開催し、31人が受講し、25人が修了しました。	引き続き手話奉仕員養成講座を開催します。また、もっと手話を学びたい方が受講するステップアップ講座を開催し、手話通訳ができる方を養成します。	A
				R2	A			
				R3	A			
				R4				
				R5				
15	ボランティア・NPOに関する広報	・ 市報やホームページ、ケーブルテレビ等の多様な広報媒体を活用し、ボランティア・NPOに関する広報の充実に努めます。	地域振興課	R1	A	市報、ホームページにより、ボランティア・NPO団体等を対象にした補助事業を紹介し、また、大分県が運営するwebサイト「おんぼ」によりNPOの概要や活動状況などの紹介を行いました。	補助事業等の紹介により、団体からの応募、事業実施に繋がっています。引き続き、様々な広報媒体を活用し、ボランティア・NPOに関する広報の充実に努めます。	C
				R2	C			
				R3	C			
				R4				
				R5				
16	ボランティア・NPOに関する講演会・研修会の開催	・ ボランティア・NPOに対する理解促進と、活動団体の組織・運営力の強化を図るため、講演会・研修会を開催します。	地域振興課	R1	B	ボランティア・NPO団体等に対する理解と、活動団体の組織・運営力の強化を図るための講演会・研修会については、新型コロナウイルス感染拡大の影響により開催することができませんでした。	新型コロナウイルス感染拡大の影響により、ボランティア・NPO団体等の活動自粛や講演会・研修会の中止を余儀なくされました。団体等の組織・運営力の強化を図るための、講演会・研修会や情報交換会、市民団体の活動発表会の開催に取組めます。	D
				R2	C			
				R3	D			
				R4				
				R5				
17	ボランティア・NPOの活動拠点の充実	・ ボランティア・NPOの活動を支援するため、「まちづくりセンター（よろうや仲町）」の拠点施設としての機能の充実・強化を図ります。 ・ 平成32年度（2020年度）に開設予定の「さいき城山（しろやま）桜（さくら）ホール」へのスムーズな機能移転を図ります。	地域振興課	R1	B	令和2年10月末をもって、まちづくりセンター「よろうや仲町」が閉館し、以降、さいき城山桜ホールの市民協働センター（交流スペース）に活動拠点を移し、打合せや会議に利用するなど、供用を開始しています。	市民協働センターは交流スペースとして、佐伯市まちづくり交流倶楽部をはじめ、市民団体等に限らず、多くの市民も利用しています。利用については、一部制限や把握が困難なことから、今後、検討し利用促進を図ります。 ※基本目標2 36さいき城山（しろやま）桜（さくら）ホールの利用促進と同様です。	C
				R2	C			
				R3	C			
				R4				
				R5				

No.	施策名	施 策 内 容	担当部署	実施状況		令和3年度の具体的な取り組み	効果と反省	評価
18	「佐伯市まちづくり交流倶楽部」の充実	・「佐伯市まちづくり交流倶楽部」の充実・強化を図り、SNS*等での情報発信や交流イベントの開催等を行うことにより、ボランティア・NPO等団体相互の交流や市との情報交換、連携を促進します。	地域振興課	R1	B	佐伯市まちづくり交流倶楽部の登録団体数については、33団体となっています。SNS*等での情報発信については、サイトの作成・運用の検討を進めていますが、公開には至っていません。また、ボランティア・NPO団体等の交流イベントについては、新型コロナウイルス感染拡大の影響により開催することができませんでした。	登録団体へアンケートを行い、活動状況や市民協働センターの活用等について、調査しました。この結果をもとに、佐伯市まちづくり交流倶楽部の充実を図るため検討を行います。	D
		R2		C				
		R3		D				
		R4						
		R5						
19	市民と市による協働の推進	・市民活動団体等と行政がともに特性をいかし、多様化する住民ニーズや地域課題に対応するため、「佐伯市協働推進事業」を充実・強化し、市民と市との協働事業の範囲を拡大します。	地域振興課	R1	A	佐伯創生推進総合対策事業（地域活力向上枠）補助金を18団体に交付しました。このほかにも、ボランティア・NPO団体等を対象に食育等に関する事業を実施する団体に補助金を交付しました。	佐伯創生推進総合対策事業（地域活力向上枠）補助金や食育等に関する事業補助金を交付することにより、多様化する住民ニーズや地域課題に取組み、支援していきます。	A
		R2		A				
		R3		A				
		R4						
		R5						
20	市民参加制度の条例の制定	・自治体運営に関する指針や、住民が自治体運営に参加する際の基本的な考え方、ルールを定め、共通の指針とすることにより、市民参加を促進し、住民の意思を反映した行政運営を達成するための条例の制定を検討します。	コミュニティ創生課	R1	D	市民参加制度の条例は、一般的には自治基本条例と呼ばれています。本市における自治基本条例の制定について、庁内会議に提案し、検討を行った。	庁内会議の結果、総合政策部と地域振興部において、協議を行い、現在、調査・研究を進めているところです。	D
		R2		C				
		R3		D				
		R4						
		R5						
4 関係団体の活動促進（21～26）								
21	社会福祉協議会の活動支援	・本市の地域福祉推進の中心となる社会福祉協議会との連携をさらに強化し、情報提供や活動支援の充実・強化を図ります。	社会福祉課	R1	A	算定方法に基づき佐伯市社会福祉協議会に対する地域福祉事業補助金を下記のとおり交付しました。 5月に新設された福祉保健企画課に担当を移管することにより、福祉保健部を総括する立場で社会福祉協議会との連携に取り組んでいく体制を整えました。 ・補助金 67,842,000円	地域福祉の一担当課ではなく、福祉保健企画課が担当することで、福祉保健部全体を総括する視点から取組を進める体制が整いました。令和3年度は、これまでのやり方を踏襲した形での取組を進めてきましたが、今後は、連携強化の取組をさらに進めることが期待できます。	A
		R2		A				
		R3		A				
		R4						
		R5						
22	民生委員児童委員協議会の活動支援	・地域福祉の担い手である民生委員児童委員協議会に対し、その活動や運営支援を行います。	社会福祉課	R1	A	民生委員児童委員協議会に対する補助金を下記のとおり交付しました。 民生委員児童委員活動に対して、市としてどのような支援が必要か検討するため、民生委員児童委員を対象としたアンケート調査を実施し、現状での困りや意見等を収集しました。 ・補助金 24,283,850円	昨年度から引き続き、2地区で民生委員が不在となり、後任者がみつからないままでした。令和4年の一斉改選にむけて、民生委員児童委員の担い手不足が懸念されます。	A
		R2		A				
		R3		A				
		R4						
		R5						
23	老人クラブの活動支援	・佐伯市老人クラブ連合会及び単位クラブが実施する、高齢者の生きがいと健康づくりのための活動や、介護予防を目的とする活動等への支援を行います。 ・老人クラブの意義や目的の周知を図り、減少傾向にある老人クラブの加入促進に努めます。	高齢者福祉課	R1	B	老人クラブ連合会補助金や単位老人クラブ活動費を5,682千円助成し、活動の支援を行っています。令和3年度は、68団体、2,165人が活動に参加しました。	前年と比べて単位老人クラブ数9団体、会員数243人減少し、減少傾向に歯止めがかからない状況です。	B
		R2		B				
		R3		B				
		R4						
		R5						
24	障がい者団体の活動支援	・身体・知的・精神障がい者等の関係団体との連携強化を図るとともに、障がい者スポーツ・文化活動等の支援を行います。 ・在宅の障がい者の活動への参加を促進します。	障がい福祉課	R1	A	佐伯市ふれあい運動会、大分県障がい者スポーツ大会が中止となりました。文化活動では、大分県を範囲として行われる「アートザウルス」「ときめき作品展」が開催され参加支援を行うことができました。	引き続き障がい者団体や障がい者福祉施設等と連携しながら、障がい者のスポーツ・文化活動等の支援を行います。	B
		R2		B				
		R3		B				
		R4						
		R5						
25	母親クラブの活動支援	・地域の世代間交流や子どもの事故防止活動等を行う活動をしている、母親クラブの活動を支援します。	こども福祉課	R1	A	地域組織活動の支援として地域の世代間交流や、子どもの事故防止活動、子育て情報誌の発信に取り組む母親クラブ（10団体）の支援を継続し実施しました。 ・会員数 271人(R3.4.1)	地域の世代間交流や子どもの事故防止活動等を行う活動をしている母親クラブの活動を支援します。	A
		R2		A				
		R3		A				
		R4						
		R5						

No.	施策名	施策内容	担当部署	実施状況		令和3年度の具体的な取り組み	効果と反省	評価
26	健康づくり 地区組織 の活動支 援	・地域の健康づくり組織・食生活改善推進協議会や運動普及推進協議会等の活動支援を行います。 ・健康づくりの意義や目的の周知を図り、会員数の増加に努めます。	健康増進課	R1	A	食生活改善推進員（食推）は7支部で活動しており、令和3年度の会員数は147人です。新型コロナウイルスの感染対策を行い、学習会や教室で調理実習を再開した支部もありましたが、会食はせず持ち帰りメニューとしました。昨年度始めた訪問活動は廃止せず、地区栄養教室・高齢者栄養教室と並行して行いました。養成講座となるはつつ栄養教室は再開し、7人が食推に入会しました。 健康運動普及推進員については、R2年度末で活動は終了しました。R3年度からは高齢者福祉課が介護予防サポーターの養成、社協のお助け隊の指導者の活動支援等を行っています。	持ち帰りメニューや訪問活動をすることで調理後すぐに食べることができず、食中毒のリスクが上がるので、衛生管理の教育に力を入れる必要があります。 はつつ栄養教室以外での入会方法を明確にし、会員数を増やす。	B
				R2	A			
				R3	B			
				R4				
				R5				

基本目標2 支えあう地域づくり

A 順調に推移
C やや不足していた

B 概ね順調に推移
D 不足していた

1 地域のネットワークづくりと支えあい活動の促進(27～35) 2 活動拠点の確保(36～40)

【行政の取組】

No.	施策名	施策内容	担当部署	実施状況	令和3年度の具体的な取り組み	効果と反省	評価
1 地域のネットワークづくりと支えあい活動の促進(27～35)							
27	支えあいの地域ネットワークの推進	・ 社会福祉協議会と連携し、身近な地域単位での支えあいのネットワークづくりを推進します。	社会福祉課	R1 A R2 A R3 A R4 R5	社会福祉協議会が取り組む各種事業に対し、財源的な協力や公共施設の活用等を通じて支援を継続しています。	現在、社会福祉協議会が中心となって取り組んでいる人材育成や拠所の整備等に関して、引き続き積極的な支援を行っていく必要があります。	A
28	避難行動要支援者名簿の作成	・ 佐伯市地域防災計画に基づき、災害の発生時、又はそのおそれがある場合に自ら避難することが困難な人(「災害時避難行動要支援者」)を把握し名簿を作成します。 ・ 平常時の地域における見守りや、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、避難支援等関係者へ「避難行動要支援者名簿」の提供を行います。	社会福祉課 防災危機管理課	R1 A R2 A R3 B R4 R5	【社会福祉課】 災害時避難行動要支援者については4半期に1度名簿情報を更新しており、新規対象者や未返信者には同意書を発送し、同意を得た人1,568人分の名簿を区長会等にて提供しました。(コロナの影響で区長会にお伺いできなかった地区に対しては、令和4年度中に名簿提供予定)	【社会福祉課】 避難行動要支援者名簿の提供に関する同意書を発送し、令和3年7月末時点で返信が無かった約252名に対して訪問や施設入所者の確認等を行いました。令和3年度末時点で同意・不同意の意思確認ができていない方は、263人となっています。	B
29	認知症サポーターの育成	・ 大分県で養成されたキャラバンメイト(認知症サポーター養成講座の講師役)を地域の会合等に派遣し、地域で認知症高齢者を見守り、支える「認知症サポーター」を育成します。 ・ 若い世代を対象としたサポーター養成講座の開催回数を増やし、認知症に対する理解を広げていきます。	高齢者福祉課	R1 A R2 B R3 B R4 R5	認知症サポーター養成講座11回(市役所4回・出張開催7回)、223人が受講しました。ステップアップ講座1回(出張開催)は、23人が受講しました。今年度は、認知症の相談件数が多い鶴岡地区を中心に出張開催を実施しました。また、文理高校と豊南高校にてサポーター養成講座も開催し若い世代向けにもサポーター育成が出来ました。	今年度は、認知症の相談件数が多い鶴岡地区を中心にサポーター養成講座の出張開催を実施しましたが、事前に区長や民生委員に説明と協力依頼をおこないました。コロナ禍で地区によっては開催自体を拒否された地区もありました。全体の受講者数は昨年に比べ少なかったですが、目的を持って実施出来ました。受講者の中には、チームオレンジで活躍してくれる人材を把握する目的もありステップアップ講座へ繋げるネットワーク構築も今後検討が必要です。また、若い世代へのサポーター養成講座は毎年続けて行うことが効果的であると考えます。	B
30	徘徊SOSネットワークの見直し	・ 認知症に関わるサービス事業者間の連携強化を図るとともに、警察、消防やバス等の交通機関、商店等の身近な生活に関わる事業者等にも協力を要請しながら、制度の更なる周知と、登録者、登録事業者の増加を目指します。さらに、ネットワークの実効性の向上を図ります。	高齢者福祉課	R1 B R2 B R3 B R4 R5	事前登録者は13人で全体の登録者数は57人と増加しています。緊急システムの協力機関の新規事業所はありませんでした。登録者が行方不明になった事例はありませんでした。搜索模擬訓練は1回実施し警察・消防との連携を確認も出来ました。	今年も認定期間が要介護1の新規認定者と要介護2の新規認定者を対象に認定結果と一緒に「佐伯市SOSネットワークに登録しませんか?」というチラシを同封し引き続き周知しています。ケーブルテレビで事前登録と協力機関募集広報も行い、登録者数・協力機関の増加を目指しましたが、協力機関は増加しませんでした。行方不明になった方が事後に登録するケースが3件ありました。協力機関の増加を強化し、認知症に身近な民生委員にも周知をする必要があります。また、警察・消防との連絡会議も開催し事業の課題や評価も実施する必要があります。	B

No.	施策名	施策内容	担当部署	実施状況	令和3年度の具体的な取り組み	効果と反省	評価
31	高齢者見守りネットワークの活動推進	・高齢者が地域において孤立しないよう、日々の声かけ等により、関係者やボランティアによる見守りネットワークの活動を推進します。 ・大分県孤立ゼロ社会推進プロジェクトと佐伯市SOSネットワークとの連携を深め、より実効性のある広域的な見守りネットワークの構築を検討します。	高齢者福祉課	R1 B R2 B R3 B R4 R5	・令和3年度よりランチが廃止となりましたが、地域包括支援センターが圏域ごとに3か所設置（2か所増設）されました。「さいき」では佐伯・上浦地域、「ばんじょう」では弥生・本匠・宇目・直川地域、「あまべ」では鶴見・米水津・蒲江地域を対象とし、社会福祉協議会や民生委員等との連携を図りながら、高齢者が孤立しないよう困りごとの相談にも速やかに対応できるようにしています。 ・大分県孤立ゼロ社会推進プロジェクトと連携した事例はありません。SOSネットワークの事前登録に繋げることが広域的な見守りにも繋がるため対象者には登録を勧めました。	・地域包括支援センターが圏域ごとに設置されたことが十分に周知されておらず、相談の引継ぎ等で手間取ることがありました。市報や研修会等で引き続き周知していきます。高齢者が地域で孤立しないよう身近な相談窓口として生かせるよう、今後も支援していきます。 ・コミュニティセンターを中心とした「チームオレンジ」の構築のため関係部署や社協との連携会議や対象地区の自治委員との協議も実施出来ました。既存の組織やボランティアを活用したネットワークを基盤とし構築していきます。	B
32	支えあう地域づくりの促進（生活支援体制整備の拡充）	・日常生活上の支援が必要な高齢者が、住み慣れた地域で生きがいを持って在宅生活が継続できるよう「生活支援コーディネーター」による地域ニーズの把握やネットワークの構築、サービスの担い手の養成、不足するサービスの構築等を行います。あわせて、地域住民の「自助・互助」の力を最大限にいかしつつ、住民自らがお互いに支えあえる地域づくりの促進に努めます。	高齢者福祉課	R1 B R2 B R3 B R4 R5	- 令和3年度は住民主体の生活支援サービス等と地域課題を繋げるため、生活支援コーディネーター（SC）とケアマネジャー（CM）の連携と移動支援を重点敵に取り組みました。SCとCMの連携についてはSC向け研修会やCM向け研修会をそれぞれ開催し、意識の向上を図りました。 - また、移動支援については直川地域の社会福祉法人で構成される協議会を立ち上げ、どのような形で移動支援ができるか協議を行っているところです。移動支援については様々な制約があり、なかなか進展できていませんが、こういった話し合いの場が生まれることが「地域づくり」の一歩だと考えて今後も支援していく予定です。	- 令和3年度も地域課題に対応するため、様々な取り組みを進めてきました。 - この事業はボランティアを立ち上げることが最大の目標ではなく、住民同士の「つながり」が希薄となっている地域の地域課題に住民が主体となって「支えあい」で取り組み、住民同士を繋げていくことがとても重要な点になっています。 - そういった意味では各地域の話し合いの場である第2層協議体の活動が活発になっており、地域ケア会議等であげられた地域課題に対応するための協議が各地域で行われています。 - しかしながら、活発な話し合いができていない地域ばかりではなく、協議自体行われていない地域もあり、今後こういった地域にSCとともに支援に入ることも念頭に事業を継続していきます。	B
33	要保護児童対策に関わるネットワークの強化	・要保護児童対策協議会において、代表者会議、実務者会議、個別事例における関係機関との個別会議を実施することにより、関係諸機関と連携を密にし、ネットワークの充実・強化を図ります。 ・大分県の要保護児童対策協議会との広域的なネットワークづくりも検討します。	こども福祉課	R1 A R2 A R3 A R4 R5	- 佐伯市要保護児童対策地域協議会において、毎月、実務者会議を開催することで関係機関での情報共有を図りました。 - また、年末に開設された児童家庭支援センターHOPEを協議会構成団体に追加し、さらなる連携の充実・強化を図りました。 - なお、年一回の代表者会議については、本市内でコロナ陽性者が多数発生した事態を受けて開催を見送りました。	- 定期的な実務者会議の開催で、常に最新の情報を関係機関相互で共有できており、個別事案への取り組みがスムーズに行われています。 - また、児童家庭支援センターHOPEが開設されたことで、児童相談所をはじめとした県との連携が強化されました。	A
34	コミュニティ組織づくりの支援	・福祉課題を含む、様々な地域の課題を解決し、自主的にまちづくりに取り組むコミュニティ組織の構築について、地域の主体性・自主性を尊重しながら支援していきます。	地域振興課 コミュニティ創生課	R1 A R2 B R3 A R4 R5	【地域振興課】 - コミュニティ助成事業は4地区にそれぞれ250万円を交付し、コミュニティ活動の支援を行いました。また、佐伯創生推進総合対策事業として、各地域の課題解決等を支援するため補助金を交付しました。なお、今回はコロナの影響により、例年よりも採択件数は減少しています。 【コミュニティ創生課】 - コミュニティ組織の構築については、青山、西上浦、宇目、直川地域において、具体的な検討を開始しました。各地域とも「新たな地域コミュニティ組織を考える会」を設置し、新たな組織の必要性について検討を進めることができた。	【地域振興課】 - 今後もコミュニティ強化など地域づくりに繋がる事業を積極的に支援していきます。 【コミュニティ創生課】 - 青山、西上浦、宇目、直川地域において、検討した結果、西上浦、宇目、直川地域については、新たな組織が必要であるとの結論に至りました。青山地域については、新センター建設に伴うセレモニーを住民主体で実施することができました。令和4年度は、4地域とも具体的な組織づくりに着手する予定です。また、新たに検討を始める地域として、渡町台、大入島、鶴見、米水津地域を選定しています。	A

No.	施策名	施 策 内 容	担当部署	実施状況		令和3年度の具体的な取り組み	効果と反省	評価
35	過疎高齢化集落対策の推進	・ 高齢化の進行等により将来的に集落の存続が危ぶまれる地域に対して、その実情に応じ生活上の不便を解消する等、適切な対策を進めます。	地域振興課 コミュニティ創生課	R1	B	【地域振興課】 小規模集落等支援事業は3地域が採択され、地域振興等に取り組みました。	【地域振興課】 小規模集落等支援事業を活用した地域の主体的取組を支援します。	A
				R2	B			
				R3	A	【コミュニティ創生課】 地域への「目配り」の機能を担うため、過疎高齢化が著しい地域に地域支援員を配置し、地域の課題解決に向けた取組を行いました。	【コミュニティ創生課】 過疎化が進む地域において、地域支援員が果たす役割は非常に大きいと認識しています。今後は、地域支援員と新たな組織の役割を整理していく必要があると考えています。	
				R4				
				R5				
2 活動拠点の確保(36～40)								
36	さいき城山(しろやま)桜(さくら)ホールの利用促進	・ 誰もが気軽に集まれる市民の居場所として、地域の課題解決や活性化に取り組む市民協働の活動拠点として、平成32年度(2020年度)開設予定のさいき城山(しろやま)桜(さくら)ホール市民協働センターの利用促進に努めます。	地域振興課	R1	B	佐伯市まちづくり交流倶楽部をはじめ、市民団体等の活動拠点として、さいき城山桜ホール市民協働センターの利活用を促すため、ワークショップや情報交換会を計画していましたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により開催することができませんでした。	市民協働センターは交流スペースとして、佐伯市まちづくり交流倶楽部をはじめ、市民団体等に限らず、多くの市民も利用しています。 利用については、一部制限や把握が困難なことから、今後、検討し利用促進を図ります。 ※基本目標1 17ボランティア・NPOの活動拠点の充実と同様です。	C
				R2	B			
				R3	C			
				R4				
				R5				
37	地域子育て支援拠点の支援・充実	・ 子育て中の親子の交流の場として気軽に立ち寄ることのできる、市内7箇所にある「地域子育て支援拠点」に加え、平成32年度(2020年度)開設予定のさいき城山(しろやま)桜(さくら)ホール子育て支援室の利用促進に努めます。	こども福祉課	R1	A	さいき城山桜ホール内の子育て・子育て支援室「さくらっ子」において、様々な行事や一時預かりを実施しました。また、他の地域子育て支援拠点事業においても親子同士の交流や子育ての悩み相談などに取り組みました。 さくらっ子利用実績(R3.4.1-R4.3.31) 室内広場 16,144人 一時預かり 764人	今後は、子育て中の親子のニーズをさらに聞き取るとともに周知広報を図りながら利用促進につなげるとともに、保護者の様々な悩みに対応するため関係機関に繋げていこうと考えています。	A
				R2	A			
				R3	A			
				R4				
				R5				
38	公民館講座の減免措置	・ 地域活動や情報交換の場として公民館がより一層活用されるよう、公民館講座(自主講座)等の利用料減免を行う等、利用しやすい環境づくりに努めます。	社会教育課	R1	B	市内19地区公民館において、公民館における市民の活発な活動を促進するため、グループ活動に対し利用料の減免措置のある自主講座の登録をすすめ、令和3年度は255団体が登録しました。その他、公共性の高い活動に対しては、積極的に利用料の減免対象とし、328回減免の許可を行いました。	公民館における活動は、自主講座(趣味・学習のサークル等)の利用が主となっているが、地域コミュニティの拠点施設としての期待も大きくなっている。今後も感染対策に留意しながら地域コミュニティの醸成を図るため、利用しやすい環境づくりに努めます。	B
				R2	B			
				R3	B			
				R4				
				R5				
39	指定管理者への指導監督	・ 福祉施設等の指定管理者に対して、施設の適切な運営管理を指導・監督し、市民が利用しやすい施設づくりを推進します。	全 庁	R1	B	事業計画・予算書・事業報告書、収支決算書により、事業等が適切に運営・管理されているか確認しました。 令和4年4月1日現在 →167施設(うち休止4施設) →福祉保健部60施設(休止3施設)	引き続き、指定管理者等と連携しながら、市民が利用しやすい施設づくりを推進していきます。	B
				R2	B			
				R3	B			
				R4				
				R5				

No.	施策名	施策内容	担当部署	実施状況		令和3年度の具体的な取り組み	効果と反省	評価
40	空き家や市有財産の有効活用	・市が所有する空き家情報を活用し、地域の活動拠点としての有効活用に努めます。 ・住民に身近な地域での活動拠点として、未利用の市有財産や公共施設（公民館や学校の空き教室等）の活用を検討します。	コミュニティ創生課 行政マネジメント課	R1	B	【コミュニティ創生課】 ・市の所有する空き家情報を利用し、空き家所有者への空き家の意向調査や固定資産税対象者全員へ空き家バンクの周知チラシを配布する等、制度の周知を図りました。また、佐伯宅地建物流通センターとの連携により空き家バンクの登録促進と、内見等の対応の販売促進も実施しました。（空き家バンクR3新規登録件数24件、成約件数24件） ・お盆及び年末の時期に空き家相談会を市役所で延べ2日間実施し、市民や帰省する方等を対象に空き家の利活用等の相談に応じた。【相談件数：22件（お盆13件、年末9件）】 【行政マネジメント課】 未利用の市有財産や公共施設の利活用について、地域等へ利活用可能な施設の情報提供を行い、条件が折り合う施設については貸付・譲渡を行いました。	【コミュニティ創生課】 ・ 広く空き家バンク制度の周知を図ったほか、佐伯宅地建物流通センターとの連携により、制度の存在が市民に浸透し、幅広い地域からの問い合わせや登録へと繋がっている状況です。 ・ ホームページ等の閲覧件数は年々増加していますが、令和3年度はコロナ禍の影響もあり登録数は減少しましたが、成約についてはコロナ禍の影響もありましたが、例年並みの成約件数になりました。 ・ 空き家相談会は、毎年継続して開催することが重要なため、今後も引き続き実施していく予定です。 【行政マネジメント課】 引き続き、未利用や低利用の市有財産や公共施設の有効活用を推進します。	B
				R2	B			
				R3	B			
				R4				
				R5				

基本目標3 サービスを利用しやすいしくみづくり

A 順調に推移
C やや不足していた

B 概ね順調に推移
D 不足していた

1 情報提供の充実(41~44) 2 相談支援体制の充実(45~52) 3 福祉サービスや健康づくり事業の充実(53~57) 4 権利擁護体制の充実(58~62)

【行政の取組】

No.	施策名	施策内容	担当部署	実施状況	令和3年度の具体的な取り組み	効果と反省	評価
1 情報提供の充実(41~44)							
41	広報等による情報提供	・市民ニーズの把握に努め、市報やパンフレット、インターネット、ケーブルテレビ等の様々な媒体を活用して、各種保健福祉サービス等に関する情報提供の充実を図ります。	福祉保健部	R1 A R2 A R3 A R4 R5	市報やパンフレット、ケーブルテレビ等により、各種保健福祉サービス等についての情報提供を図りました。 特に佐伯市のホームページを活用し、市民が必要としている情報を迅速に提供できるように努めています。	令和3年度に関しては、昨年度に引き続き新型コロナウイルスに関する情報提供が特に大きな領域を占めました。市民への予防啓発や感染状況等について、ケーブルテレビやホームページ等を活用して、迅速かつ正確な情報提供に努めました。今後もわかりやすい広報を意識した情報提供を行います。	A
42	出前講座・説明会等の開催	・地域の要望に応じて職員を派遣し、各種保健福祉サービス等に関する出前講座や説明会を開催し、市民への情報提供に努めます。	福祉保健部	R1 A R2 A R3 A R4 R5	【高齢者福祉課】 前年度同様、新型コロナウイルス感染拡大のため、中止や休止せざるを得ない介護予防や認知症に関する研修や講演会、会議がありましたが、リモートでの開催が可能なものはリモートで開催するなどの工夫をしました。 なお、その中でも合間を縫って認知症サポーター養成講座を12か所で開催し、223人の受講がありました。 【障がい福祉課】 精神疾患の理解を深めるための「こころの健康講演会」を蒲江地区、下堅田地区で実施しました。 【健康増進課】 地区巡回による健康教育や地域の団体等からの依頼に対し、保健師や管理栄養士等を派遣し、健康に関する情報提供や講話を実施していますが、令和3年度も新型コロナウイルス感染症の影響で回数、人数ともに減少しました。	【高齢者福祉課】 リモート開催は一部会議では定着しつつあります。新型コロナウイルス感染症の状況などを考慮し、今後も出前講座等の地域に出向いた情報発信に努めます。 【障がい福祉課】 これまで各地区で開催したことにより疾患への理解が進んでいると考えています。今後も実施する予定です。 【健康増進課】 実施回数は、R2年度に引き続き新型コロナウイルス感染症の影響で減少しましたが、新型コロナウイルス感染症の状況に応じ、開催方法の検討や感染対策等を講じながら、今後も引き続き、要望に応じた情報提供等に努めます。	A
43	最新の地域資源マップ情報の提供	・ホームページ等で、保健福祉に関わる本市の地域資源情報を収集・整理した「地域資源マップ」の最新の情報を提供します。	福祉保健部	R1 A R2 A R3 A R4 R5	高齢者を対象とした福祉サービスガイドブックは、佐伯市のホームページの「福祉・介護」からも閲覧、ダウンロードできるようにしております。こどもや障がい者を対象とした福祉サービスの情報提供は、それぞれ冊子を作成して周知を行っております。	ガイドブックは、今後も更新に努め、ホームページ等での周知と、分かりやすい表示や説明にこころがけていきます。 また、これからの地域共生社会に対応するため、情報共有の一元化についても関係各課で検討を進めます。	A
44	障がい者に配慮した情報提供の推進	・市報の点訳・音訳や、各種講演会への手話通訳者・要約筆記者の派遣の充実・強化に努めます。 ・ウェブアクセシビリティ*に関する法令等を適切に反映できるホームページへの更新に取り組みます。	障がい福祉課 秘書広報課	R1 A R2 B R3 A R4 R5	【障がい福祉課】 手話通訳者・要約筆記者の派遣は、通院時支援等の当事者への派遣、各種団体、市主催行事等への派遣を行いました。(手話通訳者の派遣125回/年・要約筆記者の派遣14回/年) 【秘書広報課】 ホームページのアクセシビリティ基準確保のための記事ページ修正作業を随時実施しました。	【障がい福祉課】 手話通訳者・要約筆記者の派遣を引き続き実施します。行事等への派遣を広げるため行事等主催者へ情報提供を行います。 【秘書広報課】 ホームページの記事ページは常に更新されていくことから、アクセシビリティの基準を確保していくため、関係職員に対する研修の実施等に継続して取り組みます。	A

No.	施策名	施策内容	担当部署	実施状況	令和3年度の具体的な取り組み	効果と反省	評価
2 相談支援体制の充実(45～52)							
45	保健福祉全般に関わる相談支援体制の整備・充実	・社会福祉協議会をはじめ、保健福祉に関わる様々な機関・団体との連携により、相談支援体制の整備・充実を図り、気軽に利用しやすい体制づくりに努めます。 ・市町村の責務として位置づけられた、包括的な相談支援体制の整備について検討します。	福祉保健部	R1 A R2 A R3 A R4 R5	【高齢者福祉課】 令和3年4月1日から地域包括支援センターを3か所に分割、圏域1に直営の佐伯市地域包括支援センター「さいき」、圏域2に委託型の佐伯市地域包括支援センター「ばんじょう」、圏域3に委託型の佐伯市地域包括支援センター「あまべ」を設置し、地域の相談体制強化を図った。その結果相談対応件数は10,537件と前年度を大きく上回ることとなった。 【障がい福祉課】 佐伯市障がい者相談支援センター「すきっぷ」で様々な相談を受け付け必要な支援につなげています。また、各地区に相談員を設け身近な相談に応じています。	【高齢者福祉課】 相談件数の増加からも、住民が安心して相談できる窓口として周知されているようだが、想定を上回る相談件数となり、職員の負担も増大した。 【障がい福祉課】 「すきっぷ」の相談件数は増加しており総合的な相談窓口として役割を果たしています。今後は、一層の周知を図っていきます。	A
46	高齢者に関わる相談支援体制の充実(佐伯市地域包括支援センター)	・地域包括支援センターを平成33年度(2021年度)を目標に3箇所を増やすこととし、これまで以上の体制強化を行います。体制としては、圏域1の佐伯・上浦に直営の地域包括支援センターを1箇所、圏域2の弥生・本匠・宇目・直川、圏域3の鶴見・米水津・蒲江に、それぞれ民間活力の導入による地域包括支援センター(委託)を設置することとします。 ・地域住民が1箇所で総合相談や介護保険等の手続きができるようワンストップ相談窓口を振興局単位で設置し、専門的知識を有する職員の配置等を検討します。	高齢者福祉課	R1 B R2 A R3 A R4 R5	令和3年4月1日より地域包括支援センターが圏域ごと3か所の設置となり、社会福祉協議会への委託により、新たに2か所増設されました。直営の地域包括支援センター「さいき」では、圏域1の佐伯・上浦地域を、地域包括支援センター「ばんじょう」では圏域2の弥生・本匠・宇目・直川地域を、地域包括支援センター「あまべ」では圏域3の鶴見・米水津・蒲江地域を対象とし、各周辺住民の相談窓口として対応しています。相談支援体制については、新たな人員配置を行うことは財政的な理由で困難ですが、社会福祉協議会や民生委員等、地域の方々とも連携を図りながら相談対応を行っています。	直営包括の他に委託包括が2か所設置されたことにより、広域に渡り相談対応が可能となり、相談件数が増え、より地域に密着した対応ができるようになっていきます。 包括が分れたことにより、管轄地域と異なる窓口への相談もあるため、住民へ相談窓口の周知を今後も行っていく必要があると思われます。 広域に相談対応が可能となった反面、郊外地では必要なサービスが使えない事が課題として明らかとなり、充実させていく必要があると思われます。	A
47	障がい者に関わる相談支援体制の充実	・障がい者からの相談に対応する相談支援専門員が、障がい者への福祉サービスの利用支援や権利擁護のために必要な援助等を行います。	障がい福祉課	R1 A R2 A R3 A R4 R5	佐伯市障がい者相談支援センター「すきっぷ」で障がい者相談支援専門員3名(「清流の郷 障害者相談支援センター」・「相談支援事業所ライフネット」・「相談支援事業所まるまる」の3事業所に一般相談支援事業を委託)が障がい者(児)の生活や福祉に関する問題などについて、相談に応じ、情報の提供、助言やサービス事業所への連絡調整などを行いました。(令和3年度 各相談延べ件数 2,133件)	障がい者の重度化、高齢化や「親亡き後」を見据えた生活支援のための機能の基幹となる相談支援体制は、必要不可欠なものであり、今後も「すきっぷ」を中心として、障がい者の悩みやニーズに応じた福祉サービスの提供につなげられるよう、相談体制の充実を図ります。	A
48	児童に関わる相談支援体制の充実	・家庭児童相談室や地域子育て支援拠点等の相談窓口の充実を図ります。 ・児童相談所等の専門機関との連携の充実・強化に努めます。	こども福祉課	R1 A R2 A R3 A R4 R5	家庭児童相談員(4名)及び母子父子自立支援員(2名)を配置し、子どもに関わるあらゆる相談に対応しました。 また、児童家庭支援センターHOPEが開設されたことで、新たな相談窓口の追加と充実が図られました。	昨年末に開設された、児童家庭支援センターHOPEを通じての相談に応じることもあり、相談者と接する機会の創設につながりました。 今後もさらなる相談窓口の充実が図られるよう、関係機関との連携強化に努めます。	A

No.	施策名	施策内容	担当部署	実施状況		令和3年度の具体的な取り組み	効果と反省	評価
49	健康づくりに関わる相談支援体制の充実	・保健センター等で市民からの健康づくりに関わる相談に対応するとともに、市民が相談しやすい体制づくりに取り組みます。 ・広報やホームページを通じて相談窓口の周知を図ります。	健康増進課	R1	A	地区巡回健康相談をはじめ、老人クラブやサロン等での個別健康相談を行いました(延173回、延980人)。また、和楽及び弥生保健センターにおいて、来所や電話による保健指導や栄養指導を行いました(所内相談は延205人、電話相談は1,148人)。令和3年度は、コロナ禍以前と比べ、地区巡回での相談件数は6割程度減少していますが、電話相談件数は倍増しています。	地区巡回相談等の相談者は、約9割が65歳以上の高齢者であり、働き盛りの市民にも相談しやすい環境となるよう、相談窓口の周知等に努める必要があります。	A
				R2	A			
				R3	A			
				R4				
				R5				
50	生活困窮者に関わる相談支援体制の充実	・就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立等により生活困窮に陥っている人の把握に努め、生活困窮者自立相談支援機関につなぎ、関係部署、専門機関と連携して支援に努めます。	社会福祉課	R1	B	佐伯市くらしサポートセンター「きずな」で主任相談支援員・相談支援員・就労支援員の3人で生活困窮者からの相談に包括的に対応しています。月1回の支援調整会議や年1回の関係機関との支援連絡会を行い、支援の充実を図っています。 令和3年度は、「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」の申請相談を社会福祉課で行いました。 従前からの「住居確保給付金」については、申請相談・受付を社会福祉協議会が、決定・交付を行政が行っています。	新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の申請相談を通じて、行政と社会福祉協議会で連携して支援を行いました。申請者によって様々な状況があることから、場合によっては健康増進課(母子保健担当部署)、生活保護相談員・ケースワーカーなども情報を共有し、申請者が1回の相談でスムーズな支援ができるようにしました。 困窮者の来所の契機は食べ物や金銭の困りが大半ですが、月1回の支援調整会議により各機関の連携を図ることで、問題の根本である家計相談、法律相談、生活相談などへとつなぐよう努めました。ただし、高齢の生活困窮者への就業支援は難しく、解決策を見いだせませんでした。	A
				R2	A			
				R3	A			
				R4				
				R5				
51	人権に関する相談支援体制の充実	・部落差別をはじめとする様々な人権問題について、関係機関と連携し、相談支援体制の充実、強化を図ります。	福祉保健企画課	R1	B	人権問題は複雑かつ多様化しており、新たな人権問題として、新型コロナウイルス感染症や性的少数者などの人権問題についても対応していく必要がありました。さまざまな人権相談に対し、傾聴スキルや相談機関を紹介するなどの対応が必要となるため、さまざまな研修を受講しました。 特に、オンライン研修の受講機会を積極的に作り、担当職員に加え、人権擁護委員、各種相談員、人権啓発登録講師などに声をかけをし、人権課題について学び、情報交換などを行いました。他市町村の人権担当や県、民間団体との連携を行い、相談支援体制の充実を図ることができました。	コロナ禍の影響もあり、会場受講形式の研修からオンラインによる研修が多くなり、市外県外の有益な研修会を受講することが可能になりました。 そこで、研修会をオンラインでつなぐサテライト研修会などを開催し、関係機関や関係者に呼びかけ、受講や意見交換を行うことで、相談関係者のスキルアップを図ることができました。 人権に関する相談は、電話や面会だけでなくSNS等での相談を希望する方もいることから、今後も、総務省、県、民間団体などの相談先情報についてのさまざまな相談先情報を収集し、市報や公式ホームページ、公式SNSを活用して相談先情報を提供していく必要があります。	A
				R2	B			
				R3	A			
				R4				
				R5				

No.	施策名	施策内容	担当部署	実施状況	令和3年度の具体的な取り組み	効果と反省	評価
52	教育相談支援体制の充実	・不登校等の早期解決に向け、教育支援センターを中心に児童生徒、保護者の相談体制の充実を図るとともに、スクールカウンセラー*やスクールソーシャルワーカー*の効果的な活用を進めます。 ・障がいのある幼児・児童・生徒を支援するため、「佐伯市子ども特別支援ネットワーク」による教育・保健・福祉・医療等の関係機関の連携を強化し、教育相談体制、個別支援活動の充実を図ります。	学校教育課	R1 B R2 B R3 B R4 R5	心理的な要因等により不登校状態にある児童生徒に対し、学校への登校及び社会的自立を促し、集団生活に適應する力を育成することを目的とする通室制の教室「グリーンプラザ」による不登校児童生徒の支援や、全ての小・中学校にスクールカウンセラー（SC）を配置し、児童生徒のいじめ、不登校等の問題に対応するカウンセリング機能の充実を図ってきました。 また、全ての小・中学校にスクールソーシャルワーカー（SSW）を配置し、児童生徒のいじめ、不登校等の問題に家庭環境等から働きかけを行いました。その他、状況に応じて、児童相談所・警察（スクールサポーター）・弁護士（スクールロイヤー）等と連携を図りながら、いじめ、不登校、児童虐待、育児放棄、問題行動に係る法的問題等に対応しました。 相談者の個々の事情や内容に応じて、医療、福祉、教育等の関係者でチームを編成し対応する「個別支援チーム」や専門性が必要な事案について、関係機関から専門家を招き、対応する「専門家による個別支援チーム会議」、学校の要望に応じて医師等を招き、医療的立場からの助言を仰ぐことにより、発達障がいを含めた障がいのある児童生徒に対する支援の充実を図る「学校メディカルサポート」の取組を進めてきました。	新型コロナウイルス感染症による影響を考慮し、昨年度に引き続き児童生徒の心のケアを重視しました。困りを抱える児童生徒がスクールカウンセラーとのカウンセリングをとおして、自分の内面を見つめなおすことにつながったことや、スクールソーシャルワーカーが本人を取り巻く生活環境を改善していくことで、児童生徒の困りの解消につながっていききました。 また、様々な機関の専門性を学校で活用しながら、問題に対応できる体制が整備されていることで、学校は迅速な対応が可能になっています。 発達に支援を要する子どもたちが、段階に応じた適切な相談や支援を受けられるように本人の情報やこれまでの記録を蓄積していく相談支援ファイル「きずな」ファイルを基に、療育・保健・福祉・教育・労働等の関係者が、連携して支援を続ける体制が確保できており、就学前からの支援を可能としています。 今後も、効果的な研修による、特別支援教育コーディネーターや特別支援教育支援員の専門性の向上を進めていきます。	B
3 福祉サービスや健康づくり事業の充実（53～57）							
53	高齢者福祉サービスの充実	・「佐伯市老人福祉計画及び介護保険事業計画」に基づき、介護保険サービスや高齢者福祉サービスの充実を図ります。	高齢者福祉課	R1 B R2 B R3 B R4 R5	地域密着型特定施設入居者生活介護施設の開設やさいきの茶の間の開設数、ねたきり高齢者等介護者手当の支給者数が増加しました。	計画に基づき、保険・福祉サービスが促進されました。今後もサービスの充実に取組んで行きます。	B
54	障がい福祉サービスの充実	・「佐伯市障がい者計画」、「佐伯市障がい福祉計画」、「佐伯市障がい児福祉計画」に基づき、障がい福祉サービスや地域生活支援事業、その他の障がい者に関わるサービスの充実を図ります。	障がい福祉課	R1 A R2 A R3 A R4 R5	各計画に基づいてサービスを提供し、充実を図っています。各実施実績も概ね見込量に沿ったものとなっています。	引き続き各事業所と連携を行い、より適切なサービスの提供に努めます。	A
55	子育て支援サービスの充実	・「佐伯市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子どもの健全育成や子育て支援に関わるサービスの充実を図ります。	こども福祉課	R1 A R2 A R3 A R4 R5	佐伯市子ども・子育て会議において第2期佐伯市子ども・子育て支援事業計画を策定し、計画がスタートしています。計画期間は令和2年度から令和6年度までの5年間で、対象者は小学生までの子どもです。第1期に引き続き「いつも子どもがまんなか」を基本理念に、教育保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策を定め、計画に沿って各施策を展開しました。	地域における子育て・子育ての支援等6つの施策の方向性を定めました。今後は、個々の施策を展開しサービスの充実を図るとともに、利用者の意見を把握していきながら事業の推進に努めます。	A

No.	施策名	施 策 内 容	担当部署	実施状況		令和3年度の具体的な取り組み	効果と反省	評価
56	健康づくり事業の充実	・「佐伯市健康づくり計画」に基づき、母子保健事業や食育事業、成人保健事業等の健康づくり関連事業の充実を図ります。	健康増進課	R1	A	令和2年度末に策定した第3期佐伯市健康づくり計画に基づき、各種保健事業を実施しました。 成人保健分野では、特定健診・各種がん検診及び健診事後指導、また地区栄養教室等の各教室を通じた栄養・運動指導の実施による生活習慣病の発症・重症化予防に取り組みました。 母子保健分野では、第2期計画の目標が達成できていなかった「基本的な生活習慣による乳幼児期からの健康づくり」を重点事業として、母子健康手帳交付時面談、乳児全戸訪問、乳幼児健診等あらゆる保健指導の機会等を利用し普及啓発に努めました。	R3年度は、第3期健康づくり計画の初年度でしたが、コロナの影響もあり、取り組みが十分にはできなかった部分もありました。今後、計画の基本目標である「健康寿命の延伸」達成に向け、全ライフステージを通じた「生活習慣病の発症・重症化予防の徹底」に努めて行く必要があります。	B
				R2	B			
				R3	B			
				R4				
				R5				
57	こころの健康づくりの推進	・精神科医療、保健、福祉等の各施策の連動性を高め、適切な精神保健医療福祉サービスを受けられる取組を推進します。 ・精神保健福祉に関する知識の普及・啓発を目的に、自殺予防のためのこころの健康づくりを推進します。 ・誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、自殺対策計画を策定します。	障がい福祉課	R1	B	佐伯市自殺対策計画に沿って、中学校2校で思春期こころの健康講演会を開催し、高校生にはパンフレットを配布しました。また、2地区で講演会を行い、精神疾患に関する知識の普及・啓発に努めました。 メンタルチェックアプリ「こころの体温計」を市のホームページに開設しセルフチェックと相談窓口の周知を図りました。	講演会の開催やパンフレットの配布等により、若年者にこころの健康に関する知識を普及させることで自己肯定感を高め、こころのSOSを早めに発信できるような意識の向上を図るとともに、こころの体温計をホームページに掲載することにより、こころの健康や精神疾患について、地域住民の理解を深め、病院受診などにつなげていきます。	B
				R2	B			
				R3	B			
				R4				
				R5				
4 権利擁護体制の充実(58～62)								
58	障がい福祉サービス利用に関わる権利擁護体制の整備	・障がい福祉サービスの利用者が適切にサービスを受けるとともに、サービス利用時に発生するトラブル等を適切に解決できるよう、必要な支援の仕組みづくりに取り組みます。 ・虐待防止や成年後見制度の利用支援等、障がい者の権利擁護に関わる支援を行います。	障がい福祉課	R1	A	佐伯市障がい者相談支援センター「すきっぷ」に相談支援専門員を配置し、福祉サービスの利用について、適切な相談支援を行いました。 障がい者の虐待防止にかかる24時間電話対応を行い、7月1日に佐伯市成年後見支援センターを設置し権利擁護に取り組んでいます。	相談支援については、相談件数も増加しており、相談内容も多種多様となっています。今後も関係機関や福祉サービス事業所等と連携しながら、個々に応じた支援を行っていきます。 虐待防止にも引き続き取り組み、成年後見制度の利用支援等を行っていきます。	A
				R2	A			
				R3	A			
				R4				
				R5				
59	高齢者に対する権利擁護対策の充実(佐伯市地域包括支援センター権利擁護業務)	・地域包括支援センターにおいて、虐待防止や成年後見制度の利用支援等、高齢者の権利擁護に関わる支援を行います。	高齢者福祉課	R1	B	高齢者虐待については、在宅・施設合わせて39件の相談が寄せられ、必要に応じて委託先の地域包括支援センターとも協力し、適切な対応を行いました。 また、成年後見制度の利用についての相談対応の中で、7件の市長申立を行いました。	早期に発見できた高齢者虐待については、重度化する前に対応することが可能です。 一般市民からの通報はまだ少ないため、研修会等による周知活動を行うとともに、圏域ごとにできた地域包括支援センターが、地域の方々と関わりを持つ中で、地域の中で権利擁護意識を高めていき、早期発見早期支援に繋げることができるよう努めていきます。	B
				R2	B			
				R3	B			
				R4				
				R5				

No.	施策名	施策内容	担当部署	実施状況		令和3年度の具体的な取り組み	効果と反省	評価
60	成年後見制度の利用支援	- 認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者等で成年後見制度の利用が有効と認められるにも関わらず、経済的理由等で制度を利用できない人に対して、「成年後見制度利用支援事業」において、必要な費用の助成等を行い、制度の利用を支援します。また、成年後見制度の相談窓口として、成年後見支援センターの設置を検討します。 - 今後、高齢者や障がい者等で成年後見制度の利用ニーズが増えることが予測されるため、市報やパンフレット、インターネット、ケーブルテレビ等の様々な媒体を活用して、周知活動を行います。	高齢者福祉課 障がい福祉課	R1	B	【高齢者福祉課】 成年後見制度の利用を促進するための中核となる機関として、令和3年7月に「佐伯市成年後見支援センター」を開設しました。同センターでは、広報・相談・市民後見人養成・受任者調整・法人後見の受任等、幅広い活動を行いました。また、生活に困窮している方でも成年後見制度を利用できるようにするため、成年後見制度利用支援事業を活用し、3件の報酬助成を行いました。併せて、ケーブルテレビやFMさいきを活用し、成年後見制度についての周知活動も行っています。	【高齢者福祉課】 令和3年7月に「佐伯市成年後見支援センター」を開設し、令和3年度末までに76件の相談対応を行い、法人後見業務として、3件（後見類型2件、保佐類型1件）を受任しました。また、市民後見人養成講座を開講し、15人の人材を育成しました。今後も同センターを中心に、専門職や家庭裁判所と連携して、成年後見制度の利用促進に努めていきます。	A
				R2	A			
				R3	A			
				R4				
				R5				
61	悪質商法等に関する情報提供の推進	- 市報やパンフレット、インターネット、ケーブルテレビ等で、悪質商法等に関する啓発や情報提供を行います。 - 悪質商法への理解を深めるため、地区やPTA、各種会合（集会）等の場を利用し、双方向の話ができるような出前講座等を検討します。	市民課	R1	B	警察等の関係機関と連携し、短期間に急増した相談等については、ケーブルテレビ文字放送を利用し、迅速に注意喚起・情報提供を行いました。そのほか、依頼を受けて消費生活出前講座を実施し、身近に潜む悪質商法の事例や起こり得るトラブルについて紹介しました。若年者への啓発や情報提供のため、センターから学校等に出前講座の案内をする計画をしていたが、コロナウイルス感染症の感染状況を鑑み実施しませんでした。	市報やケーブルテレビでの啓発も効果はありますが、一方的に伝えるだけに留まっています。今後は、より一層の理解を深めるため、地区やPTA、各種会合（集会）の場を利用し、双方向の話ができるような出前講座を積極的に行っていく必要があります。トラブルの対象は子どもから大人まで広範囲にも関わらず、大人を対象とした啓発活動に留まっています。啓発活動や情報提供の充実を図るため、今は学生（小中高）に向けた消費者教育を積極的に行っていく必要があります。	B
				R2	B			
				R3	B			
				R4				
				R5				
62	悪質商法等に関する相談窓口の充実	- 市報やパンフレット、インターネット、ケーブルテレビ等の様々な媒体を活用して、相談窓口（消費生活センター）の周知を行います。 - 県の男女共同参画プラザ（アイネス）等の関係機関との連携も強化しながら、相談窓口の充実を図ります。	市民課	R1	B	H28年度から消費生活センターを設置し、相談員2名配置しました。常時相談員が対応できる体制となっており、より相談しやすい環境を整えています。R3年度の年間相談件数は302件でした。また、相談員に加え行政職員も国や県（アイネス）の研修を受け対応能力の向上に努めるとともに、関係機関との連携を深め、迅速な処理等に努めました。そのほか消費生活センターでカレンダーやエコバッグ、トイレトペーパー等を作成し、街頭配布、来庁者配布を行い、若年者、高齢者等に対し相談窓口の周知・啓発を図りました。	相談員の質の向上に向けて、知識が不足している分野、法改正のある分野について研修に参加するなど、新たな知識を得る必要があります。また、若年層への啓発を行うに当たって、教育委員会・学校等との連携を図る必要があります。	B
				R2	B			
				R3	B			
				R4				
				R5				

基本目標4 安全・安心なまちづくり

A 順調に推移
C やや不足していた

B 概ね順調に推移
D 不足していた

1 地域ぐるみの防犯・防災対策の推進(63~68) 2 誰にでもやさしいまちづくりの推進(69~75)

【行政の取組】

No.	施策名	施策内容	担当部署	実施状況	令和3年度の具体的な取り組み	効果と反省	評価
1 地域ぐるみの防犯・防災対策の推進(63~68)							
63	佐伯市避難行動要支援者避難支援プラン(個別計画)の推進	・市で作成した避難行動要支援者名簿のうち、避難支援等関係者に情報を提供することに同意した人の名簿をもとに、各地区での避難支援プラン(個別計画)の作成により、避難体制等の強化につながるよう、事業の推進を図ります。	社会福祉課 防災危機管理課	R1 C R2 C R3 C R4 R5	【社会福祉課】 避難行動要支援者名簿を市内全地区へ提供し区長会等で個別計画の作成を依頼しました。 【平成30年度末数値】 同意者数:1,687人 作成者数:847人 作成率50.2% 【令和元年度末数値】 同意者数:1,763人 作成者数:892人 作成率50.6% 【令和2年度末数値】 同意者数:1,650人 作成者数:915人 作成率55.5% 【令和3年度末数値】 同意者数:1,568人 作成者数:906人 作成率57.8%	【社会福祉課】 個別計画作成にあたっては、避難支援に関する協力員を探すことが難しく、各地区において個別計画の作成に苦慮している状況です。また、要介護者や重度の障がい者など、区長や地域だけでは個別計画を作成することが難しい事例や、一人で避難できる方が避難行動要支援者名簿に掲載されている事例が散見された。要介護者や重度の障がい者など、より専門的な支援が必要となる方の個別避難計画については、福祉専門職との連携を含め、検討を進めていきます。また、避難行動要支援者名簿の範囲が過大となっていないか、真に支援を必要とする対象者をどのように精査するか、検討を進めていきます。	C
64	地域防災力の強化	・各地区自主防災組織について、市内全地区での設立を推進するとともに、「自主防災組織活動事業費補助金」制度等により、組織の育成や活動の活性化に努めます。 ・エリア防災力の向上のため、近隣の自主防災組織間の連携について検討します。 ・地域の防災意識の醸成のため、防災士の育成、フォローアップに取り組み、地域避難訓練の参加者率の向上に努めます。	防災危機管理課	R1 B R2 B R3 B R4 R5	・自主防災組織について、新たに1地区が結成され、市内368地区中338地区となった(結成率91.8%)。 ・自主防災組織活動事業費補助金制度については、防災資機材備蓄事業は30組織、備蓄食料等整備事業は26組織が活用した。 ・11月に実施した全市一斉「地域避難訓練」には、11,915名の市民が参加した。 ・地区防災活動リーダーとなる防災士も新たに17名を養成し、合計633名となった。また、防災士10名に防災士キャリアアップ研修を実施した。	・全市一斉の地域避難訓練について、実施率の低い山間部で実施の呼びかけを行ったが、コロナ禍で実施に至らない地区もあった。地区の訓練実施率は64%と2年度よりも1.1%減となったが、市民の参加者数は484名の増加となった。 ・避難訓練実施率の低い字目や直川地域では、土砂災害ハザードマップを配布したことで、防災意識の醸成が図れた。	B
65	消防団員の更なる入団促進と消防団協力事業所表示制度の拡充	・基本団員をはじめ、機能別団員、女性団員の入団促進に努めるとともに、消防団協力事業所表示制度*の拡充を図り、消防団員の活動・環境づくりに努めます。	消防総務課	R1 B R2 B R3 B R4 R5	メディアの活用や各種イベントへの参加によるPR活動、自治会への協力要請、消防団協力事業所への加入促進、また、条例の一部改正を行い、「団員」及び「班長」の年額報酬の引き上げ、長時間出勤に対する手当の増額、団員個人への直接支給等の処遇改善を図り、新規団員の確保、退団防止につながるよう取り組んだ。 新入団員への基礎訓練、幹部訓練、資器材の取り扱い訓練により団員の育成を図り、消火困難事案を想定した消火中継訓練を消防本部と合同で行うことで連携力の向上を図り災害対応力の強化に取り組んだ。 また、活動・環境づくりとして防火衣、ヘルメット、安全靴、救命胴衣、ヘッドライトなど安全装備の貸与を行った。ボートや排水ポンプ、夜間活動用資器材、救助資器材など総務省から借受した。	様々な団員募集の取り組みを行ってきたが、人口減少、少子高齢化、被雇用者の増加など社会情勢の変化や若年層の価値観の変化から、入団者数を上回る退団者があり、団員数の減少は継続している。現行募集施策だけでなく、募集施策と退団抑止施策[5つの施策] 1. 市職員(新人、現職)の入団促進 2. 機能別消防団の増員(活動範囲の拡大) 3. 方面隊定数の設定 4. 団員の定年制 5. 処遇改善(出勤報酬、団員報酬の充実)を両輪として取り組まなかったことが要因と分析している。女性団員は、目標値を目指し、少しずつではあるが実績を積み重ねている状況である。	B

No.	施策名	施 策 内 容	担当部署	実施状況		令和3年度の具体的な取り組み	効果と反省	評価
66	防災情報システムの充実	・大雨や台風、地震、津波等、あらゆる災害に対応できるよう、防災情報システムの充実ならびに「防災・行政ラジオ」の配布により、情報伝達手段の複合化を進めます。 ・防災に関する情報をインターネットやケーブルテレビ等を通じて提供できるよう、防災情報の提供体制の充実・強化を図ります。	防災危機管理課	R1	B	・防災・行政ラジオ未申請の約11,000世帯へ加入依頼文書を送付した。また、申請と決定通知後のラジオ受取りを一度の来庁で済ませるよう変更し、さらにメールでの申請も可能としたことから、申請件数は1,450件となった。 ・警報発令時に災害チャンネル(11ch)で配信している防災カメラ画像(道路36か所)について、市のホームページから確認したい箇所の画像が確認できるようになった。	・防災・行政ラジオの加入依頼文書を送付するなどしたこと、3年度末貸出数は19,869件となり、申請率は5%増の69.2%になった。(2年度中の申請521件、申請率1.8%増) ・防災カメラ画像が市のホームページで確認できるようになったことで、頻繁に浸水する道路36か所を確認したい道路の状況が確認できるようになった。 ・令和4年1月22日の日向灘地震に伴う停電の影響で、防災・行政ラジオが正常に作動しなかった(3年度中に応急復旧対応済み)。	B
				R2	B			
				R3	B			
				R4				
				R5				
67	高齢者の見守り活動の促進	・ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯に対し、急病、火災、事故等の緊急事態に対処するための緊急通報システム装置を設置します。また、高齢者等地域支えあい体制づくり支援事業(緊急情報キット事業)を実施することにより、高齢者の不安を軽減し生活の安全を確保します。 ・大分県孤立ゼロ社会推進プロジェクトにより、市内事業所と協定を締結し、見守りネットワークの充実を図ります。	高齢者福祉課	R1	B	緊急通報システムにより、高齢者からの毎朝の安否確認や、緊急通報13件、困りごとの相談142件がありました。また、オペレーターによる月1回のお元気コールを延べ4,508回行いました。 3月末現在、353人が利用しています。 ・大分県孤立ゼロ社会推進プロジェクトと連携した事例はありません。SOSネットワークの事前登録に繋げることが広域的な見守りにも繋がるため対象者には登録を勧めました。	高齢者の不安軽減や緊急時の対応を行うことができました。 大分県からの情報をもとに、佐伯市SOSネットワークと連動させて取り組んでいきます。 ・コミュニティセンターを中心とした「チームオレンジ」の構築のため関係部署や社協との連携会議や対象地区の自治委員との協議も実施出来ました。既存の組織やボランティアを活用したネットワークを基盤とし構築していきます。	B
				R2	B			
				R3	B			
				R4				
				R5				
68	子どもの見守り活動の促進	・市民や学校、関係団体との協働により、地域ぐるみでの防犯の促進を図ります。	学校教育課 社会教育課 こども福祉課	R1	A	【学校教育課】 PTAや自主防犯パトロール隊・地域ボランティアの協力により、登下校の交通指導等、学校ごとに見守り活動が取り組まれました。また、不審者情報は、早急に幼稚園、小・中学校で情報共有するとともに、青色パトロールカーによる巡回等も行いながら、連携して安全確保の取組を進めました。 【社会教育課】 「協育」ネットワークを活用して、すべての小学校区で安心・安全パトロールを行い、1年間で延べ23,998名が見守り活動に参加しました。また、各校区において「校区ネットワーク会議」を開催し、情報共有を図り、地域で子どもを育てる気運の醸成を図った。 【こども福祉課】 不審者についての情報を見童館や児童クラブ等に提供し、注意を喚起するとともに、児童の安全に留意しました。また、各児童クラブにおいて防犯マニュアルの策定及び防犯研修等を実施しました。	【学校教育課】 これまでの取組を継続するとともに、学校、家庭、地域や警察等の関係機関との連携を常に見直しながら、取組の充実を図っていきます。 【社会教育課】 これまでの取組を継続することはもちろん、新たな地域ボランティアの人材の掘り起こし、人材育成を図っていきます。 【こども福祉課】 児童クラブ、拠点事業、保育所等で、研修や避難訓練で、不審者対策を行っており、学校等からの情報を見童館や児童クラブに提供しています。	A
				R2	A			
				R3	A			
				R4				
				R5				

No.	施策名	施策内容	担当部署	実施状況	令和3年度の具体的な取り組み	効果と反省	評価
2 誰にでもやさしいまちづくりの推進(69~75)							
69	公共交通網の確保及び生活交通体系の構築の検討	・「大分県南部地域公共交通網形成計画」(平成29年7月)、「佐伯市地域公共交通網形成計画」(平成30年9月)に基づき整備したコミュニティバス等の公共交通網について、利用状況等の検証をしながら運営していきます。 ・市民のニーズに応じた新たな交通手段の導入を検討します。	地域振興課	R1 B R2 B R3 B R4 R5	令和3年10月から、市内を運行していた民間路線バスが撤退し、その路線を引き継ぐ形でコミュニティバスの運行を開始しました。 路線の再編にあたっては、それまでのバス路線の利用状況を見直しつつ、新たな路線の追加やデマンド化等を行い、利便性の向上に努めました。 また、エリア運賃制度という新たな運賃体系の導入を行い、市周辺部から中心部への運賃が安くなり、利用しやすくなりました。	利用者の利便性の向上が図れました。 令和5年度に「佐伯市地域公共交通計画」、令和6年度に「利便増進計画」を策定予定としており、さらに市民のニーズに応じた公共交通網の構築を図ります。	B
70	道路等のバリアフリー化	・子どもから高齢者まで、様々な市民の利用に配慮しながら、公共施設や道路等の整備・改善を計画的に実施します。	建設部	R1 B R2 B R3 B R4 R5	道路の改修や公共建築物の整備時等に段差の解消、視覚障害者誘導用ブロックの設置等のバリアフリー化を関係課と連携しながら実施しています。 また、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)に基づく移動等円滑化促進方針(マスタープラン)及び基本構想の策定について検討しています。	バリアフリー化は、限られた予算の中で実施していることから、未改修の道路や老朽化した公共建築物など改善できていないものもありますが、各施設の長寿命化計画等により計画的に事業展開を行うことで解消していきます。 また、移動等円滑化促進方針(マスタープラン)及び基本構想の策定によるバリアフリー化の推進について検討していきます。	B
71	障がい者に配慮した公共施設の点検整備	・障がい者が自らの意思で自由に外出したり積極的に社会に参加したりできるよう、公共施設のバリアフリー化や障がい者に配慮した設備等の点検整備に努めます。	障がい福祉課	R1 B R2 A R3 B R4 R5	公共施設の新設においては、バリアフリー化を取り入れたものとなっているが、既存の施設の設備等の点検が不十分となりました。	公共施設の点字ブロックなどの設備の点検、今後新設する施設のバリアフリー化について、関係部署に働きかけていきます。	B
72	高齢者や障がい者の住宅改修への支援	・介護保険サービスの「住宅改修費支給」や「佐伯市在宅高齢者住宅改造助成事業」等により、高齢者が在宅生活を継続するために必要な住宅改修に関わる費用を助成します。 ・障がい者についても、「日常生活用具給付等事業」や「在宅重度障がい者住宅改造助成事業」により、在宅の重度障がい者等が在宅生活を送るために必要な住宅改修に関わる費用を助成します。	高齢者福祉課 障がい福祉課	R1 B R2 B R3 B R4 R5	【高齢者福祉課】 住宅改修費支給315件18,526千円、在宅高齢者住宅改造助成事業14件4,151千円の助成を行いました。 【障がい福祉課】 日常生活用具給付等事業(居宅生活動作補助用具)1件、在宅重度障がい者住宅改造助成事業1件の助成を行い、在宅の重度障がい者の生活環境整備の促進を図りました。	【高齢者福祉課】 高齢者の在宅生活での自立支援や介護負担の軽減が図られました。 【障がい福祉課】 高齢者福祉課との連携を密にして、適切にサービスを提供できるよう事業を進めています。	B
73	空家等の「予防」「適切な管理」の推進	・良好な住環境を確保するため、「佐伯市空家等対策計画」に基づき、所有者に空家等の発生予防や適切な管理に努めてもらうための啓発を行うとともに、補助対象となる老朽危険空き家については除却費用の補助を行います。	コミュニティ創生課	R1 B R2 B R3 B R4 R5	・令和3年度は佐伯市空家等対策協議会を1回開催し、特別措置法に基づくガイドラインに、特定空家等の判断に際して参考となる基準が一部改正されたため、佐伯市特定空家等の判断基準を一部改正しました。 ・例年の取組として佐伯市空家等対策計画のチラシを固定資産税対象者全員に配布し、空き家の管理に関する啓発を行うことで所有者等に空き家の管理意識の高揚を図ることができました。 ・老朽危険空き家の解体に係る除却補助金の募集案内を市報及び市HPに掲載し、市民等に広く周知することができました。また32軒の老朽危険空き家に対して除却費用の補助を行いました。(老朽危険空き家の調査申込み件数77件、除却基準該当件数44件、補助申請件数32件、申請辞退件数12件)	・令和2年度に引き続き「対策計画」に基づく特定空家に認定した案件はありませんでした。 ・課税対象者全員にチラシを配布することで、空き家の適切な管理について周知できました。また、除却件数は前年度と比較して若干減少となっているものの、この補助事業を実施することにより老朽危険空き家の除却が進んだため一定の効果が上がっています。	B

No.	施策名	施 策 内 容	担当部署	実施状況		令和3年度の具体的な取り組み	効果と反省	評価
74	犯罪被害者等への支援	・ 犯罪等により被害を受けた者及びその家族、遺族に対し、総合的な窓口として関係機関と連携し、受けた被害の早期の回復及び軽減並びに生活の再建を支援します。	福祉保健企画課	R1	B	県下の犯罪被害者等支援連携会議に4回参加し、犯罪被害者に対する支援に関する知識を深め、相談実演などを行い相談担当者のスキルアップを図りました。 11月に実施した犯罪被害(性暴力)に関するシンポジウムの開催や犯罪被害者支援制度を広報周知するために、市公式ホームページ掲載や市公式SNSで情報を発信し、ケーブルテレビ行政チャンネルで相談窓口の紹介を行いました。 12月の人権週間啓発展示会場では、犯罪被害者支援金等制度の展示啓発を行いました。	佐伯市で初めて「性暴力」をテーマとしたシンポジウムを開催することで、多くの関係機関や支援者との連携ネットワークを構築することができました。 犯罪被害者が直面する経済的な不安、住宅問題、精神的なダメージなどの問題解決に向けて、担当部署(R3人権・同和対策課)が中心となって庁内での横断的な連携を図り、犯罪被害者支援センターと協力し、「犯罪被害者支援見舞金の支給」や生活面や精神面のサポートを行い、早期回復軽減に努めました。 犯罪被害者支援見舞金制度の周知が徹底できていないため、今後、広報周知に努める必要があります。	A
				R2	B			
				R3	A			
				R4				
				R5				
75	犯罪をした者等への社会復帰支援の検討	・ 平成28年12月に施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」を踏まえ、高齢者、障がい者、未成年者等をはじめ、保健医療・福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等に対する社会復帰に向け、更生保護ボランティア等と連携を図り、支援の在り方について検討します。	社会福祉課	R1	B	犯罪をした者に対する社会復帰に向け、保護司と市の関係機関をつないだケースが1件ありました。 ”社会を明るくする運動”佐伯大会やBBS会の行事等、市と関係機関で連携した活動ができました。	更生保護ボランティアとは、社会を明るくする運動などにより連携を図れているが、犯罪をした者等への支援の在り方については、個人情報の関係から課題が多いと感じました。更生保護ボランティアが必要としている支援を把握し、体制を整えていく必要があります。	B
				R2	B			
				R3	B			
				R4				
				R5				

佐伯市地域福祉活動計画

令和3年度実施報告書



佐伯市社会福祉協議会

基本目標Ⅰ やさしい心と人づくり

Ⅰ 地域の交流・ふれあいの促進(1～5) Ⅱ 福祉意識の醸成(6～9) Ⅲ ボランティア・NPO等の育成(10～16) Ⅳ 関係団体の活動促進(17～20)

【社会福祉協議会の取組】

A 順調に推移
B 概ね順調に推移
C やや不足していた
D 不足していた

No.	事業名	事業内容	実施状況	令和3年度の具体的な取り組み	効果と反省	評価
Ⅰ 地域の交流・ふれあいの促進(1～5)						
Ⅰ	「ふれあい・いきいきサロン」の推進(市受託事業)	・公的介護予防サービスの受け皿として既存サロンの実施回数の増加と新規サロンの開設、心身機能の維持向上を目指したサロンづくりを行います。	R1	A	サロンの効果と参加者の健康状態を把握するため、体力測定の実施・基本チェックリストを活用し、検証を行いました。 体力測定実施 支援型91サロン 自主型 1サロン ・廃止 4サロン	全体的に運動機能、口腔機能、認知機能、気分の落ち込みにチェックが多く、コロナ禍での活動制限によって高齢者のフレイルが問題視されています。住民自身も問題意識をもちはじめ、感染対策を行いながら活動を継続するサロンが多くありました。 今後はサロン継続支援とともに、フレイル予防を目的とした内容の見直し等を行います。
		・研修会を通じて、運動の効果・救急法・認知症予防についての知識を深め、支援員・お助け隊のレベルアップを図ります。	R2	A	自主型サロン協力者研修会は新型コロナ感染予防のため中止としました。 サロン支援員研修会を年間2回、お助け隊研修会を年間4回、支援員・お助け隊合同研修会を年1回開催しました。高齢者に生じやすい日常生活上の課題と改善点、重点的に取り組むべき体操や注意点など現場で取り組める健康増進プログラムについて学習しました。	自主型サロン協力者研修会については、今後サロンを軸に地区全体へと「地域づくり」が波及していくよう、生活支援コーディネーターと協働し研修会内容の検討を行います。 研修会終了後の専門職による体力測定実施内容の再学習・実地支援等を継続的に行い、学習内容の定着に努め、高齢者のフレイル予防に重点をおき、進めていきます。
		・サロン参加者が、楽しく活動してサロンを継続できるよう、レクリエーション用品の使い方や身近な道具で楽しめる内容を指導します。	R3	A	レクリエーション用具の冊子を活用し、借用頻度の高い用具を新たに2セット製作しました。	引き続き、冊子を使用しての説明や軽量で持ち運びしやすいレクリエーション用具の製作を進めていきます。

A

		・参加者向けアンケートを実施し、より効果的な運営方法を検討します。(アンケート実施)	R4		サロン支援員、お助け隊研修会参加者(30名)に事後アンケートを実施しました。	集計結果を参考に、高齢者のフレイル予防に対する効果的なサロン活動を目指し、多職種との連携を図り、研修内容の充実に努めていきます。	
			R5				
2	子育てサロンの運営支援	・子育て中の保護者の交流・情報交換の場として子育てサロンを推進します。	R1	A	コロナ禍で、休止していた子育てサロンの活動の再開に向け、アルコール消毒液やマスクの配布、感染症対策の研修参加の呼びかけ等支援を行いました。 主任児童委員や関係者との連携を推進し、子育てサロン交流会で発達障害についての研修会を開催しました。コロナ禍での各サロンの取り組み等、情報交換を図りました。	新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、感染状況が改善されるまで1サロンが休止中となっています。サロン代表者に感染対策等の情報提供を適時行いながら、再開にむけた支援活動を継続していきます。	B
		・子育てサロンの参加に関する相談は増加しているため、気軽に参加できるよう情報発信を行います。			子育てサロンに積極的に参加し、HPにて情報の発信を行いました。コロナ禍で参加人数の募集や締め切り等、代表者と連絡を密に取り、HPに情報を掲載しました。	ホームページで積極的に発信を行ったこと、さくらホールの子育て世代へのイベントに参加したこと、問い合わせも多く来ています。引き続き、わかりやすい情報提供に努めます。	
		・既存サロンの支援を重視し、サロン継続維持に努めます。	R2	A			
		・ホームページでの更新や、情報誌の見直し・確認を定期的に行い、最新の情報を発信します。	R3	B	非接触体温計音響設備の貸し出しなどにより、新型コロナウイルス感染防止対策をとりながら子育てサロンの継続支援を行いました。	県内での新型コロナウイルス流行に伴いサロン開催数が減少しました。コロナウイルス感染防止対策をし、通常開催ができるよう支援をしていきます。	
		・参加者向けアンケートを実施し、より効果的な運営方法を検討します。	R4		HPで、各サロンの様子等、積極的に更新しました。情報誌については、代表者と内容について確認を行い、6月に再発行を行いました。	子育てサロンの開催情報や留意点をHPにて随時、情報発信し利用しやすい仕組みづくりに努めました。	
			R5		コロナ流行により子育てサロン交流会は開催できませんでしたが、次年度に向け、講師派遣の準備を進めました。	情報誌については、参加者より好評価をいただきました。次年度もサロン情報を点検しており、情報誌の発行を行います。アンケートの活用により、参加者の求めている学習会の開催に努めていきます。	

3	子ども食堂立ち上げ・運営支援	・子どもにおける様々な課題がある中で、子どもの居場所づくりとして「子ども食堂」を立ち上げようとする個人・団体の相談・開設・運営の支援を行います。 ・子ども世代だけでなく、様々な世代が関わりを持ち、地域住民の『居場所』『交流の場』として「子ども食堂」が活用できるよう支援します。	R1	B	運営上の相談を随時受付しました。	県社協の主催する県南ブロック研修の会場の提供や、参加への声掛け、支援者が集まりやすい環境づくりにも留意し、継続支援に取り組んでいます。 コロナ禍の中、子ども食堂の運営を一時休止する食堂もありました。 感染予防の補助金についての情報提供を行いました。 今後は、立ち上げ支援の研修会開催を検討し、開設や運営支援を継続して行います。	B
			R2	B	朝食堂の始動相談やコロナ禍による子ども食堂の継続など、運営に関わる相談を受け、代表者との協議、助成金の案内など支援を行いました。		
			R3	B	県社協が主催する子ども食堂連絡会等に参加しました。		
			R4		佐伯市社会福祉センターを交流拠点として情報発信を行いました。また、玉ねぎ、じゃがいも、お米等食材提供を行うなど後方支援に努めました。		
			R5				
4	児童館・放課後児童クラブの運営（指定管理）	・子育て支援の拠点として地域福祉活動と連携しながら、安全な児童館運営と放課後児童クラブ事業を行います。	R1	A	「感染対策講習会」など職員研修を行い、感染対策の徹底を図り、安心安全な居場所づくりに努めました。室内活動から屋外活動への切り替えなど工夫を凝らしながら健全育成活動を行いました。	感染防止のため、引き続き、事業内容の見直しや人数制限等を行い、感染対策に留意した施設運営を行いました。来館者数の減少がみられた児童館もありましたが、今後も、感染対策と並行しながら、健全育成の役割を果たしていきます。	B
			R2	B			
			R3	B			
			R4				
			R5				
5	地域行事への支援	・地域ごとに敬老会や地区行事が開催される中、物品の貸し出しを行うことや、行事の内容の相談に対し、支援を行います。 ・子どもから高齢者まで、地域が一体となり、日ごろから顔の見える関係が構築されるよう支援します。	R1	A	地区社協支援として、職員の派遣、企画助言等を通じて活動支援を行いました。	市コミュニティ創生課による、次年度以降の地域コミュニティの在り方や追加の4地区のモデル事業について説明と意見交換を実施。活動理解を深めることができました。今後も担当課と連携し一緒に取り組んでいます。 引き続きイベント用品については、2月前から予約受付を行い、貸し出し業務を円滑に行います。	A
			R2	A	地区社協会長、事務局長会議を開催し、補助金の説明、書類作成の事務説明及びコミュニティ創生課よりコミュニティづくりの経過報告等の意見交換を実施しました。		
			R3	A	コロナ禍の中、地区社協のイベント開催等も中止となり、貸し出し件数も6件でした。貸し出し時には消毒の徹底をお願いしました。（かき氷機6件）		
			R4				
			R5				

2 福祉意識の醸成(6～9)									
6	社協ちびっこフェスティバルの開催	・子どもたちに遊びを通して福祉を学んでもらい、体験を通じて福祉意識の醸成を図ります。 ・より多くの子どもたちに参加してもらえよう、周知活動を積極的に行います。	R1	A	令和3年度は「社協ちびっこフェスティバル」代替事業として、新たに学校生活をスタートさせた小学校1年生の子どもたち（児童数470名）を対象に、福祉と防災を学ぶ機会を提供する目的で「ちびフェスセット」を制作し、配布を行いました。昨年に引き続き佐伯・弥生・上浦・蒲江児童館で、「ひとしずくちゃんぬりえコンテスト」を行い、社協のPRと福祉の啓発活動に取り組みました。小学校高学年の部、低学年の部、幼児の部に分けて実施しました。(年3回 延べ441名参加)	「ちびフェスセット」は、ひとしずくちゃんエコバック・防災ポーチ・親子で学べる福祉ミニブック・手作り工作セットです。子どもたちや学校側の反応も良く、コロナ禍における児童福祉への新たな取り組みができました。令和4年度については、コロナ感染防止策に留意しながら開催予定です。ぬりえコンテストも好評で、昨年よりも参加人数が増加したこともあり、令和4年度も、引き続き、年3回実施予定です。	A		
			R2	B					
			R3	A					
			R4						
			R5						
7	福祉体験プログラムの実施	・小中学校との連携を強化し、児童生徒が福祉について楽しく学べるよう創意工夫を重ねます。 ・地域にも重点をおき、高校や企業、地域にも浸透していくよう、福祉体験プログラムについての情報発信を行い、実施につなげていくよう努めます。	R1	A	市内の小中学校に福祉体験プログラムをPRし、今年度は13回実施しました。福祉体験の内容については、車いす体験、アイマスク体験、高齢者疑似体験、点字体験、盲導犬体験、フラワーアレンジメント等を行いました。	新型コロナの感染予防対策に伴い、大規模校では実施を見合わせる学校もありました。その中でも、実施した学校については、感染予防対策に留意しながら、開催する事が出来ました。 福祉体験プログラムの開催頻度が少ない支部もあり、指導方法など再確認する機会となりました。	B		
			R2	A					
			R3	B					
			R4						
			R5						
8	福祉スクールの開催	・地域で取り組まれている各種の活動と連携し、福祉を体験する福祉スクールを開催し、子どもたちに福祉を考えるきっかけづくりとし、福祉意識の醸成を図ります。	R1	A	弥生地区の小学生24名が参加。障害のある方への介助方法や人への思いやりなどの理解と知識を深めるために点字、アイマスク体験を実施しました。公民館事業と協働実施したので、参加募集・資料準備は公民館、講師調整、道具の準備などは社協が行いました。	新型コロナウイルス感染予防対策に取り組み、開催する事が出来ました。障がい者以外にも誰もが点字、アイマスクを使用することも考えられることやデモンストレーションを行うことで理解を深めることができました。	A		
			R2	A					
			R3	A					
			R4						
			R5						
9	社会福祉大会の開催	・佐伯市内で福祉活動を行う方々を表彰するとともに地域福祉活動の啓発を行います(隔年)。	R1	-	令和3年度は実施無し。	次年度は隔年事業であることにより開催を計画します。	-		
			R2	B					
			R3	-					
			R4						
			R5						

3 ボランティア・NPO等の育成(10~16)

10	ボランティアの活動 啓発・支援	・ボランティアコーディネーターによるボランティア活動の相談やマッチング等の役割を担うボランティアセンターとしての機能の充実・強化を図ります。 ・個人・団体ボランティア活動状況を把握するとともに、ボランティア活動を行う人々が活動しやすい環境・体制の整備、活動の支援を行います。 ・ボランティアポイント制の導入を検討します。	R1	A	コロナ禍の中、行事等の自粛もあり、今年度はボランティア募集の相談は1件で、マッチングを行いました。ボランティア活動に関する掲示板による情報提供、ホームページの活用、社会福祉センターの利活用の促進、ボランティア保険の加入事務を通じた活動把握や団体が活動しやすい環境づくりに努めました。 ボランティアポイント制度については、市と意見交換を持ったが、導入については市の協議を続けて、次年度以降も検討を進めていきます。	HPにボランティアの募集の様式を掲示していることにより、ボランティアをしたいとの問い合わせがあり、今後も継続します。 ボランティア手帳の活用は、ボランティアポイントの導入と併せて活用できる仕組みを検討します。	A
			R2	B			
			R3	A			
			R4				
			R5				
11	生活支援 ボランティア講座の 開催(地域づくり大作戦)	・地域課題への解決に向けた取組を行う、新たな担い手を増やすことを目的とした講座を実施します(地区社協との共催)。	R1	B	コロナ禍で大人数を集めての講座開催はできなかったが、今年度新たに生活支援ボランティアが1団体創設され、全部で11団体となりました。	未実施協議体への実施に向けた働きかけを継続して行います。その際、住民が興味を持つような講座内容の検討と、開催範囲(協議体を大字単位など細分化)を検討し、取り組みやすいものにします。従来の養成講座の形とは別に、「ちょこっとボランティア」など柔軟な内容の養成講座等を実施します。	B
			R2	B			
			R3	B			
			R4				
			R5				
12	ボランティア手帳の 発行	・学校・施設・地域と連携を図り、中学生・高校生を対象としたボランティア手帳が生徒にとって身近な存在になるよう周知に努めます。 ・ボランティア活動が活性化されるよう、社会人への手帳の発行を検討します。	R1	A	一年ぶりに夏ボラを実施したものの参加者数は2年前より半減しました。しかし、101名の市内中高生に配布することはできました。	夏ボラの実施はできたものの、手帳について知らない学生や教員もいるので、今後も広報活動の強化に努めます。また、社会人への手帳配布についても、必要性も含め検討します。	B
			R2	C			
			R3	B			
			R4				
			R5				
13	NPO、企業ボランティア団体との協働の推進	・企業の社会貢献活動が活発になってきており、福祉体験プログラムやボランティア手帳等を案内し、連携を強め、協働を推進します。	R1	B	エニタイムフィットネス佐伯の来所時にボランティアの貢献方法について相談等行いました。	NPO・企業ボランティアに関しての情報が不足しています。今後は、情報収集に努めます。また、新たな企業ボランティアの発掘に向け、啓発パンフレットの配布等を検討します。	B
			R2	C			
			R3	B			
			R4				
			R5				

14	夏のボランティア体験事業	・夏休みの期間、ボランティア活動体験を行うことにより、今後のボランティア活動に積極的に取り組めるよう、きっかけづくりを支援します。	R1	A	R3年度は28の施設に協力していただくことができ、市内中高生を中心に176名の参加がありました。	令和元年度に比べ、協力施設、参加人数ともに半減しているため来年度はより参加者を増やすために広報活動の強化をしていきます。	B
			R2	D			
			R3	B			
			R4				
			R5				
15	各種ボランティア講座の開催	・傾聴ボランティアや子ども食堂等に関わる方を対象に、スキルアップ講座を開催します。 ・地域が求める各種ボランティア講座を実施します。	R1	A	7月30日 傾聴ボランティア養成フォローアップ講座を開催した。 受講者 10名	傾聴ボランティア養成講座修了者を招集し、7月16日に傾聴ボランティアの立上げ会議を行いました。 また、傾聴ボランティア養成講座修了者を対象とした座談会を12月9日に開催しました。 「在宅支援クリニックえがお」山内 勇人氏を招き、今後の傾聴活動について話し合う場を設けました。 令和4年度は傾聴ボランティアのいない地域の方を重点的に募集し、養成講座を開催します。	B
			R2	A			
			R3	B			
			R4				
			R5				
16	ボランティア団体の支援	・活動するボランティア団体のサポート、依頼のマッチング・準備等を行います。 ・子ども食堂のボランティアのマッチング・サポートを行います。	R1	A	ボランティア登録団体:52団体 (内17団体がボラ連) 相談件数:6件 依頼、マッチング件数:2件 マッチング人数:1名	コロナ禍の中、ボランティアの活動や募集は少なかったが、HPを見て相談もあり、マッチングを行った。今後もボランティアセンターの役割を明確にし、継続支援します。	B
			R2	B			
			R3	B			
			R4				
			R5				

4 関係団体の活動促進(17~20)

17	民生委員 児童委員 会の支援	・民生委員児童委員協議会の事務局を担い、協議会活動に資する情報提供を行い、活動の活性化を図るとともに、円滑な運営を支援します。	R1	A	今年度もコロナ禍で総会を含む多くの研修会等が未実施となったが、日頃から民生委員・児童委員、主任児童委員と協議を重ねることで信頼関係が構築され、円滑な運営支援を行うことができました。また、ワークシートを用いて、佐伯市活動強化方策の作成を行いました。	活動強化方策の課題の発掘から、シトラスリボン配布やごみ拾いなどによるPR活動など新たな取り組みにもつながりました。今後は、高齢者、障がい者等への見守りや相談・支援と台帳整備、「地域版活動強化方策」の課題への取組、委員配置の訂正化、ICTを利用した研修会などの参加促進など進める予定で、今後とも事務局としてサポートしていきます。	A
			R2	A			
			R3	A			
			R4				
			R5				
18	ボランティア 連絡協 議会の支 援	・ボランティア連絡協議会の事務局を担い、会の円滑な運営を支援します。	R1	A	R3年度ボラ連加入団体・・・19団体 総会(書面決議)、理事会(年3回)、新型コロナの感染予防で各大会や研修は相次いで中止となりました。 11月の交流会では、14団体22名が参加して、赤十字防災セミナーの出前講座を受講しました。	コロナ禍の中、各事業が相次いで中止となりました。 11月に実施した交流会では、防災の知識を深められたと感想をいただいております。 ボランティア連絡協議会の会員の高齢化に伴い、連絡協議会の加入団体が減少しています。	B
			R2	B			
			R3	B			
			R4				
			R5				
19	地区社協 の活動支 援	・地区社協に対して活動支援を行うことにより、地域力の活性化を図るとともに住民による福祉活動の啓発を推進します。	R1	A	人的・物的・金銭的支援を行いました。 会費募集チラシについても各地区社協の活動を掲載し、PRに努めました。	地区社協の活動がより活発になるようにPR等に努め、社協会費納入率のアップを目指します。	A
			R2	A			
			R3	A			
			R4				
			R5				
20	老人クラ ブ連合会 の支援 (市受託 事業)	・佐伯市老人クラブ連合会の事務局を担い、老人クラブ連合会で企画された大会や集会、会議の円滑な運営を支援します。	R1	A	昨年度から引き続き、コロナ禍により本部、各支部での会議や行事が計画通りにできず、市老連スポーツ大会は中止となりました。しかし、10/21の佐伯支部スポーツ大会は120名、11/30の佐伯市老人クラブ大会には200名が集まり、感染対策に留意しながら開催することができました。基調講演を通じて、会員の意識高揚を図るとともに、各会長との連携に努めながら、老人クラブ会員の健康づくり・介護予防等に取り組みました。 新たに年2回「市老連だより」を発行して、地域住民への広報を図りました。	今年度、市老連だよりを発行し、地域住民への活動周知への1歩につながりました。人口減少・高齢化や後継者不足により、会員数が減少傾向ではありますが、今後も「健康」(健康づくり・介護予防)「友愛」(支え合い)「奉仕」(ボランティア)の三大運動の推進に取り組むとともに、新に交流会も計画し、気楽に語り合え、会員が楽しみながら集える場づくりにも取り組んでいく予定です。	B
			R2	B			
			R3	B			
			R4				
			R5				

基本目標2 支えあう地域づくり

1 地域のネットワークづくりと支えあい活動の促進(21～24) 2 活動拠点の確保(25～27)

【社会福祉協議会の取組】

A 順調に推移
B 概ね順調に推移
C やや不足していた
D 不足していた

No.	事業名	事業内容	実施状況	令和3年度の具体的な取り組み	効果と反省	評価
1 地域のネットワークづくりと支えあい活動の促進(21～24)						
21	地域福祉ネットワーク事業の推進	・地域のつながりを強めるために、地区社協、民生委員児童委員協議会、他の関係機関と協働してネットワークを構築し、ひとり暮らし高齢者の見守りをはじめ、災害や犯罪に強い地域づくりを推進します。	R1	A	民生委員児童委員協議会としては、感染対策に留意しながら、その時々フェーズに応じてひとり暮らし高齢者の見守り活動を継続して行いました。	生活の様子をみて部屋の掃除をしたり、傾聴したりしていることが、佐伯市活動強化方策にて明らかになりました。住民の立場にたって根気よく対応を今後も続けていけるように、強固な見守りネットワーク構築につなげていきます。
		・ネットワークを活用した事業を、今後も継続して取り組みます。				
		緊急情報キット連絡会	R2	B	令和3年7月6日に開催。消防署・市役所各課(障がい・防災危機管理・地域包括ケア係) 民児協代表計10名が参加し、事業概要や活用事例等を通じて情報共有を図りました。(年間活用総件数 59件)	消防署から、緊急情報キットを設置していることで、病院搬送が速やかに行えるなどの報告を受け、必要性の再確認ができました。ただ会議の参加が限られた団体になっていることもあり、会議の持ち方についても検討が必要と考えられます。
		災害ボランティアネットワーク協議会	R3	B	災害ボランティアネットワーク会議を計画をしたが、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受け、不開催となりました。県社協主催の災害ボランティアセンター設置・運営についてのZOOM研修会については、ネットワークのメンバー9名が参加しました。	災害ボランティアネットワークの会議の開催はできなかったが、研修会を実施できたおかげで、グループワークなどを通じて、ボランティアセンター設置運営についての共通認識と理解を深めることができました。次年度は、早い時期にネットワーク会議を実施していきます。
		生活困窮者支援連絡会議	R4		コロナウイルスの影響で中止しました。	次年度以降は継続実施していきます。
		福祉推進員制度	R5		福祉関係者研修会を4地区に分かれて実施し、生活支援体制整備事業の説明を中心に意見交換を行いました。	研修会を行った事で各地区の住民が日頃からいろいろな活動を行い、支え合いができていた事が把握できました。参加者が半数程度だった事が課題として残りました。

				市コミュニティ創生課からの要請により『青山、西上浦、宇目、直川地区』の4地区の「話す会・考える会」に出席し、グループ協議の進行や助言役を担いました。	次年度も引き続き、地域の課題解決に向けた打ち合わせに参加し、生活課題の把握や住民主体のネットワークづくりを推進していきます。また、新たなモデル地域の選定が決定すれば、同様の支援を検討します。	
22	地域づくり大作戦 (市受託事業:生活支援体制整備事業)	・20の地区社協で地域づくり大作戦を実施するために、受託事業だけでは取組が難しい内容を地域福祉事業として実施します。		20協議体に17名の2層生活支援コーディネーター(SC)を配置。担当者会議内でグループワークを行ったり、全国や県主催の会議に参加(ZOOM研修も含む)するなどしてスキルアップに努めました。地域内の資源をファイルにまとめ、関係者に情報提供をしました。 高齢者等の日常生活におけるちょっとした困り事への支援として、住民主体による有償ボランティアサービスの立ち上げを応援し、実施協力しました。	既存の社会資源一覧表の様式を活用し、社会資源の情報提供として社協HPに掲載していきます。以下、生活支援ボランティア(支部)の取り組みの一部を掲載します。 ・宇目支部 年に2回チラシを班回覧して、活動の周知に努めました。昨年度に比べて実績も大幅に増加していることから、今後も継続して活動できるようにボランティア会員の募集にも力を入れていきます。	

22	地域づくり 大作戦 (市受託 事業:生 活支援体 制整備事 業)
----	--

地域の困りごとの把握

R1	B	・佐伯支部 大入島 サポーター30名、活動準備中 - 木立 サポーター 6名、利用実績6件 - 青山 サポーター27名、利用実績 1件 ・弥生支部 サポーター26名、利用実績11件 ・本匠支部 サポーター32名、利用実績14件 ・宇目支部 サポーター60名、利用実績131件 ・直川地区 (住民による設置)利用実績45件 ・鶴見支部 サポーター30名、利用実績60件 ・米水津支部 サポーター42名、利用実績63件 ・蒲江支部 畑野浦 サポーター10名 利用実績 32件 竹野浦河内サポーター 3名 利用実績10件	・鶴見支部 時期が集中することもあり、調整できる協力員の確保が難しい課題があった。地区の会議に参加し、周知したことで、新たに協力員3名の加入があった。引き続き、支えあいのしくみづくりを広める活動を行います。 ・米水津支部 草刈など力作業の依頼に対応する、若手男性協力員の加入が求められる課題が見える中で、男性2名の新規加入がありました。支部だよりにチラシを掲載し、地域全戸配布を行い、活動周知をしました。今後も、若い世代への支え合いの必要性を周知、啓発していきます。 ・本匠支部 ①連絡員の負担が大きいこと②運営費の確保を課題に挙げていました。 ①については今後連絡員へ費用をつけるよう検討をしていく予定であり、②については今後も地区社協からの助成により運営していきます。	B
R2	B	民生委員・児童委員、主任児童委員から地域の困りごとについて相談を受けた。 地域ケア会議、ケアマネジメント支援会議に出席し困りごとの把握に努めました。	今まで以上に地域に出向き住民の声に耳を傾ける機会を設けていきます。 協議体ごとに定期的に「困りごと」を検討する機会を設けて行きます。	

22	地域づくり大作戦 (市受託事業:生活支援体制整備事業)	サービスの担い手の養成	R3	B	今年度は「傾聴ボランティア養成講座」のフォローアップ講座を実施し19名の参加がありました。 また、傾聴ボランティア立ち上げにむけての会議を2回開催し、ケママネジメント支援会議にて対象者を選定し、支援者を派遣する形で進めました。	傾聴ボランティア立ち上げに向けての会議を2回開催し、その中で『えがおクリニック』の山内先生をお招きし、傾聴ボランティアの必要性を講話いただきました。令和3年9月の支援開始から3ケースの支援を実施。次年度も養成講座を開催し地域で活動できる支援者を増やしていきます。	
		必要な資源の開発	R4		高齢者の居場所づくりの『見える化』を目的に、社会資源リストの更新やファイル作成を行い、事業所(3包括)にファイルを渡しました。今後は、情報を社協ホームページに掲載し更新をしていくこととし、事業所・企業等に同意書を取りました。 移送サービスの課題解決に向け、コミュニティーバスの乗車体験や直川支部では社会福祉法人との意見交換会を実施しました。	「移動支援」についてはコミュニティバスにおいてデマンド式になった地域では、活用した課題の解決支援を検討し、直川支部では、社会福祉法人との連携で『直川地域福祉推進連絡準備会』を設立し取り組み進めていきます。	
		事業所、専門職等のネットワークの構築	R5		地域ケア会議やケアマネジメント支援会議に参加することで専門職との繋がり構築ができました。 ケア会議等で抽出された、生活課題の分析を行い、課題解決を進めていきます。	地域ケア会議やケアマネジメント支援会議への参加は継続して行います。加えて、ケアマネ協など既存の集まりにも生活支援コーディネーター(SC)として積極的に参加し、課題の共有や社会資源の提供等を行っていきます。	
23	フードバンクおおい たの協力	・日常的に生活が困窮し食料が得られない世帯に対し、一時的な支援として備蓄した食料を提供します。	R1	A	家庭で消費されない食料品を生活困窮者への支援に活用しました。延べ203件フードドライブを2回実施し、お米、缶詰、海苔、調味料等の寄付がありました。また、寄付が多かった食料品を困窮者の自宅に届けるフードギフト(28件)を実施しました。	フードドライブ等を頻繁に行い、困窮者への食料の支給を行います。	A
			R2	A			
			R3	A			
			R4				
			R5				

24	共同募金 委員会の 運営	・赤い羽根共同募金や歳末たすけあい募金の実施、広報啓発活動を行います。 ・地域福祉事業の助成（赤い羽根）、申請団体への助成を審査委員会を経て行います（歳末）。 ・災害義援金の受付を行います。	R1	A	10/1より赤い羽根共同募金運動を開始し、感染対策に留意し少人数で街頭募金運動を実施しました。区長会からの協力の中、戸別募金活動を行いました。	街頭募金などの広報啓発活動を通して、住民への啓発・周知を行うことができました。歳末募金についても助成金交付式を通じて、貴重な財源であることについて受配団体からの認識をいただくことが出来ました。 人口減少・高齢化が進み、財源確保について厳しい状況もありますが、引き続き福祉事業の貴重な活動費確保のため、市民からの理解を得ながら、活動を継続していきます。 今後も要請に応じて災害義援金の設置を行い、寄付の促進につなげていきます。	A
			R2	A	12/1より、歳末たすけあい運動を行い、戸別募金を始め、学校募金や企業募金の協力を得ました。		
			R3	A	第1回運営委員会はコロナ禍により書面決議とし、第2回運営委員会・歳末助成金審査委員会は11/12に会場を佐伯東地区公民館に変え、開催しました。		
			R4		歳末たすけあい助成金交付式もコロナ禍により中止となり、各支部で85団体に助成金を個別交付しました。		
			R5				

2 活動拠点の確保(25～27)

25	社会福祉センター・地域福祉センターの運営(指定管理)	・福祉活動を行う団体や、地域の方々の研修や余暇活動等に使用できる貸館の適切な管理を行い、円滑な運営を実施します。	R1	A	・佐伯市社会福祉センター 高齢者を中心とした貸館事業和室、集会室、作業室、会議室 計1,002回 5,865人 ・上浦地域福祉センター 多目的室 定例会・会議 計5回 計66人 ・直川地域福祉センター 延べ利用回数45回延べ利用者数 535人	高齢者を中心とした健康づくり、生きがいづくりの場としての活用が多く、介護予防拠点施設としての期待も大きくなってきています。 令和元年度と比較すると、コロナ禍であることもあり、利用者の減少もありますが、今後も感染対策に留意しながら円滑な運営を行っていきます。	A
			R2	A			
			R3	A			
			R4				
			R5				
26	地域の寄り合い所の確保・運営支援(地域づくり大作戦)	・公民館、空き家、学校の空き教室、廃校となった校舎等を地域の寄り合い所として活用し、介護予防、生活支援の拠点等の取組を検討します。	R1	B	空き家を利用した居場所づくりについて、他市町村の取り組みを知るため視察に行き、協議体等に情報提供を行いました。また既存の居場所活動の運営支援を行いました。	公民館の使用頻度、空き家や空き教室、廃校など、どの程度市内にあるのか、また、地域づくりで住民が使用することは可能なのか、市の協力を得ながら、情報収集を行っていきます。 また、使用料については、地区や既存の公共施設のルールが異なることよりバラつきがみられ、高額な利用料が発生する会場では希望はあっても開催することすら難しい課題もあります。	
			R2	A	鶴見の拠点(鶴見支部) 地域住民の交流と親睦、介護予防や生きがいづくりを目的にサロン活動を実施しました。 コロナ感染防止対策として午前中のみの時間短縮で実施しました。 昨年度に引き続き、佐伯創生推進総合対策事業補助金を活用しました。 延べ実施回数 39回 延べ利用者数 280名 延べ協力者数 150名	感染対策に留意しながら、体操教室だけではなく、季節行事を取り入れたり、地域ボランティアとの交流など、活動内容の工夫をしました。参加者の健康づくりの意識の向上に繋がりました。 ・次年度より、活動経費については、自主財源での運営をめざします。 ・支援活動者を増やすための活動も行っています。	

26	地域の寄り合い所の確保・運営支援（地域づくり大作戦）		R3	A	チェアー健康体操（佐伯支部） 活動と居場所を継続していくための運営費として、歳末たすけ合い募金の申請の申込みをしました。パワフルシニア活動応援事業の告に関わる支援を行いました。 ・チェアー教室（座って出来る体操教室）女島・新女島・床木教室合同の交流会を兼ねての講習会開催に関わる支援を行いました。 「健康寿命の延伸と健康づくり」の講話と運動を交えての講演がありました。 ・「えがお」（一般社団法人共生社会実現サポート機構とんとんとん）地域の居場所事業の支援、チェアー健康体操の内容と講師の紹介を行いました。	日頃は、それぞれの地域で、健康づくりを目的とした居場所で集い、座って出来るストレッチ筋力・体幹を鍛える体操を楽しんでいます。 ・健康づくりに興味を持ち、教室外においても城山登山や集いの場を設けるなど、健康意識の継続も来ています。 ・講習会を実施できたことにより、参加者同士、意識して、健康や介護予防に取り組みました。 ・総合事業卒業者の受け入れの役割を担う場となっています。今後、他地区への広がりも予想されます。引き続き運営支援を行います。 ・地域の居場所づくりと佐伯児童館を利用した多世代交流の取り組みについて、多方面から人材を巻き込みながら地域力の向上に取り組んで行きます。	A
			R4				
			R5				
27	ボランティアの拠点の確保	・ボランティア、ボランティア団体の活動を促進するため、誰もが使いやすい拠点の確保を検討します。	R1	A	第1.3木曜10:00～12:00に手芸ボランティアへの活動場所の提供、佐伯市ボラ連の会議などに会場提供を行いました。	手芸ボランティア活動者が増え、サロン等から依頼に対応しました。ボランティア団体が利用しやすい仕組みを今後も検討していきます。	A
			R2	A			
			R3	A			
			R4				
			R5				

基本目標3 サービスを利用しやすいしくみづくり

1 情報提供の充実(28~32) 2 相談支援体制の充実(33~38) 3 福祉サービスや健康づくり事業の充実(39~44) 4 権利擁護体制の充実(45~46)

【社会福祉協議会の取組】

A 順調に推移
B 概ね順調に推移
C やや不足していた
D 不足していた

No.	事業名	事業内容	実施状況		令和3年度の具体的な取り組み	効果と反省	評価
I 情報提供の充実(28～32)							
28	社協だよりによる情報提供	・年6回の広報誌「社協だより」を発行し、地域福祉に関する身近な情報やお知らせ等、住民への情報提供活動を行います。	R1	A	広報委員会を設置し「今伝えたい事業」を点検し、年6回の広報紙を作成し、市民に配布しました。 今年度から表紙と裏表紙がカラーとなり、住民の様子などをより伝えられるようになった。	伝える目的、内容を確認しながら、多くの住民の方に読んでいただける広報誌を目指していきます。 また、企業や学生等と連携して記事づくりに取り組んでいます。	A
			R2	A			
			R3	A			
			R4				
			R5				
29	ホームページ・SNS等による情報発信	・インターネットを活用し、ホームページやSNS等により、地域福祉に関する最新の情報を提供します。	R1	A	地域福祉に関する情報や社協からのお知らせなど定期的に掲載し、情報発信ができました。 各イベントについても、SNSなどを活用し、定期的な情報更新に心掛けました。	地域での事業や行事などの報告など逐次更新し、広報することができました。今後も、新しい情報を提供し活動を周知していきます。	A
			R2	A			
			R3	A			
			R4				
			R5				
30	ケーブルテレビによる情報発信	・より多くの市民に視聴されるよう、住民ニーズにあった広報内容の充実に努めます。	R1	A	イベントに合わせて、随時ケーブルテレビの取材依頼を行いました。	今後も地域の取り組みや社協イベントの啓発を強化し、社協活動の理解に努めていきます。	A
			R2	A			
			R3	A			
			R4				
			R5				
31	地域資源マップの作製(地域づくり大作戦)	・地域福祉に関する地域資源に関する情報を、住民に広く周知するために、地域資源マップを作成します。	R1	A	地域内の社会資源の把握に努め、資源の見える化を図りました。(社会資源一覧表の作成、ホームページへの掲載)	社会資源を把握したのちに、ホームページやシステムに情報入力をし、地図で出力できるようにしたり、最新情報を掲載するように進めていきます。	A
			R2	A			
			R3	A			
			R4				
			R5				
32	「ひとしずくちゃん」による広報	・社会福祉協議会のイメージキャラクターである「ひとしずくちゃん」が各種イベントに参加し、広報活動を行います。	R1	A	ひとしずくちゃん塗り絵コンテストを3回実施し、入賞者を社協だよりに掲載するなど広報活動を実施しました。 事業があれば、インスタやフェイスブックに投稿し広報活動を実施しました。	コロナ禍においても、工夫しながら社協のPRを行っています。	A
			R2	A			
			R3	A			
			R4				
			R5				

2 相談支援体制の充実(33~38)

33	弁護士による無料相談会	・月に1回実施し、専門的な問題の解決を促します。	R1	A	法律相談は、年間で15回実施しました。当日の相談に関しては、弁護士の先生に対応していただきました。	月によって相談予約件数にばらつきも見られ、定員超過により、対応できない相談日もあり、他機関を紹介することもありました。今後も継続して他機関と連携をとり相談対応を行っていきます。	A
			R2	A			
			R3	A			
			R4				
			R5				
34	民生委員による心配ごと相談会	・民生委員児童委員協議会の協力により、住民の日常生活のあらゆる悩みや心配事に対して、適切な助言や援助を行うため「心配ごと相談会」を実施します。	R1	A	民生委員の心配ごと相談は、年間で11回（佐伯地区6回・蒲江地区5回）実施しました。蒲江地区は、コロナウイルスのまん延防止措置を受け2月が中止となりました。	相談件数は、減少傾向にあります。相談内容が家庭での困りごと等の日常的相談の対応を行いました。研修会等へ継続的に参加していただき、相談援助の向上に努めていきます。	A
			R2	A			
			R3	A			
			R4				
			R5				
35	生活困窮者自立支援事業（市受託事業）	・市の関係窓口や民生委員・児童委員等と連携して、生活困窮者の包括的な相談窓口としての周知を行います。 ・生活困窮者が困窮状態から早期に脱却することを支援するため、本人の状況に応じた包括的な相談支援を行い、地域における自立、就労を支援します。 ・ひきこもり者等の居場所づくりとして、「ほっとカフェ」や「きずなファーム」等の事業を行います。 ・就労体験の場を開拓するため、市内の企業や施設等と連携を図ります。 ・無料職業相談所を運営し、就労支援を行います。	R1	A	パンフレット及びPRカードを作成し、広報や周知に努めました。	今後もパンフレットやPRカードを作成し、広報や周知に努めていきます。	A
			R2	A	家計相談支援機関などと連携し、債務整理や生活困窮者への包括的な相談支援窓口としての役割を果たしました。	相談者の自立支援の出口となる就労の場を確保するために、企業や関係機関との連携を深めていきます。	
			R3	A	きずなファームやほっとカフェ(居場所の確保)の開催により、ひきこもり者支援を行いました。ひきこもり相談者への定期巡回訪問も実施しています。	ひきこもり者が安心して参加できるように声かけや見守りを引き続きおこなっていきます。	
			R4		コロナの影響で企業や施設でのワークチャレンジ等を実施する事は出来ませんでした。きずなファームの収穫物の販売体験を行いました。	就労体験先を広げるために今後も様々な企業や施設と連携を図っていきます。	
			R5		令和2年度末をもって無料職業紹介の届け出の更新は行っていません。履歴者作成支援やハローワークへの同行により就労に至ったケースが見られました。	ハローワークとの連携を強化し、就労支援を積極的に行います。	

36	総合相談事業	・地域住民の心配事や悩みに総合的に対応できるよう、相談体制の充実を図ります。 ・子ども、障がい者、高齢者等住民の総合相談窓口として、あらゆる相談を受け、必要なサービスや関係機関につなぐ等の対応を行います。	R1	A	属性に関わらず相談対応を行い、関係機関につなぐことができました。	訪問できない時期は、電話などを利用し様子を把握しました。地域の相談窓口になれるようこれからも努めていきます。関係機関と顔の見える関係を構築し、より迅速に対応できるようにしていきます。	A
			R2	A			
			R3	A			
			R4				
			R5				
37	地域包括支援センター・ランチ（市受託事業）	・地域の高齢者宅への見守り訪問・電話等により実態把握をします。 ・地域住民や関係機関から相談を受け、地域包括支援センターにつなぐため、窓口としての対応を行います。 ・地域課題を把握し地域包括支援センターへ相談・連絡します。	R1	A	令和元年度をもって、ランチ事業は終了となりました。今後は、総合相談事業として、中央、ばんじょう、あまべ地域包括支援センターへの情報提供は、随時行う。	-	-
			R2	A			
			R3	-			
			R4				
			R5				
38	資金貸付事業	・生活福祉資金貸付事業（県社協受託事業） 低所得者や高齢者、障がい者の生活を経済的に支えるとともに、自立支援を目的として社会参加の促進を図ることに努めます。	R1	A	コロナの影響による特例貸付を実施しました。貸付用件に該当する世帯に関して、貸付申請の事務手続きを行いました。 貸付延べ件数：977件（生活福祉資金12件、新型コロナウイルスの影響による貸付965件）	貸付を行うことにより、自立に向けた一時的な支援を行った。滞納者へ継続的な償還指導を行っていきます。	A
			R2	A			
			R3	A			
		・小口資金貸付事業 緊急性を要する生活が困難な世帯に対して、小口資金の貸付を行います。	R4		緊急性があり、貸付の必要性があると判断した場合、貸付手続きを行いました。	緊急を要する際の法外対応資金として貸付対応を行いました。滞納者に関して、継続的な償還指導を行います。	
			R5				

3 福祉サービスや健康づくり事業の充実(39~44)							
39	高齢者福祉サービスの充実	・洗濯支援サービス 高齢者世帯等、車がないために大きな洗濯物(こたつ布団や毛布等)をコインランドリーに運び込むことができない方に対し、洗濯代行支援を行います(宇目)。	R1	C	洗濯支援サービス利用数 実績なし。	洗濯支援サービスの周知をするため、小野市地区のコインランドリーや重岡地区のコインランドリーへチラシを貼って周知しました。 今後、高齢化が進むにつれて自分で車を運転できない高齢者の増加が予想される為、生活していく中で毛布やコタツ布団などの大きな洗濯物の問題も出てくると思われます。継続して周知をはかり洗濯代行支援を行います。	A
			R2	B			
			R3	A			
			R4				
			R5				
					「思いやりごはん」うめ(宇目支部・新規)一人暮らし高齢者を対象に、調理実習を通じて食事機会を設けることによる「孤食予防」、「社会参加の促進」、「栄養改善の意識向上」を図りました。 (年2回 延べ21名)	チラシにて周知し、参加希望者を募り実施しました。 2回目は定員を超える応募があり、参加者の食の興味・関心、健康意識の向上に繋がりました。来年度も継続して実施していきます。	
					3カフェテラス(佐伯支部・新規) 男性の生活の自立への取り組みとして「手軽な料理」にスポットをあて、役割りを持てる暮らしの継続、事業を通して社協が取り組んでいる地域づくり、人的資源(リーダー)の発掘、男性の居場所の普及を目指した事業です。新たな自主活動グループの「男の料理教室」の開設を視野に、開設から10年の上堅田男の料理教室メンバーを講師に、上堅田地区公民館と渡町台地区公民館での2回の教室を開催。料理体験と交流を図り、相互関連に取り組みました。渡町台地区では、区長会にて事業の趣旨説明を行い、参加者を募りました。事業の進捗過程において、両公民館長より助言を仰ぎました。 「3カフェテラス」参加者/13名 団体講師9名 渡町台地区4名 「3カフェテラス」in渡町台 参加者21名 団体講師11名 渡町台地区10名	「3カフェテラス」in渡町台事業として、地域の男性の居場所づくりを目標に、次年度へと繋げて行きます。 高齢男性の食への興味と、役割りを持てる暮らしの継続を視野に、事業を通して社協が取り組んでいる地域づくりへの取り組みとして、渡町台地区リーダー的な方々との協議を図りながら地域に沿った活動団体の育成支援に努めて行きます。	

					「スマホ教室」(直川支部・新規) 「スマホを教えてほしい」という方を対象にスマホの操作説明を行う。災害時や介護予防に役立つ機能なども紹介する。合わせて脳トレや簡単な体操を行う事で介護予防促進を図りました。(年7回) 体操教室 ひとつむぎ(本匠支部・新規) 本匠地区の住民を対象に、体操教室を通じて、介護予防の推進をはかり、健康寿命の延伸へつなげる。また、住民同士の交流を図る。コロナ禍での開催であったため、感染対策を万全にして実施した。(年4回 延べ25名)	参加者の口コミで広まり、今では12名の参加者でLINEグループを作っています。参加者とのやりとりもLINEを通して行う為、スマホ操作の向上(介護予防)につながります。今後は参加者の増加に対応できるよう地域で詳しい人を見つけ講師側に回っていただけるよう努めます。 令和4年度は、本匠地区社協と連携し、体操教室を含め地域住民が世代を超えて集まれるよう、開催場所や送迎等の工夫をして実施する。 多くの方に参加していただけるよう、チラシの配布や、声掛け等周知方法を工夫する。	
40	独居世帯への相談・見守り・終活等の支援	・元気で身寄りがない方の依頼により、困った時の相談や入退院時のお世話等、今と将来の不安を解消する仕組みを検討します。	R1 R2 R3 R4 R5	C C C 	終活及び死後事務についての研修会に参加し、理解を深めた。	研修に参加することで知識を習得することができました。 来年度も研修参加及び先進地視察などを行い、支援実施に向けて検討していきます。	C
41	毎日型配食サービス	・昼、夕の食事の確保が困難な世帯に対し、食事の提供を行うことにより、在宅生活を支援します(上浦)。	R1 R2 R3 R4 R5	A A A 	高齢者(概ね65歳以上)に対し、毎日の食事(弁当)を届けることにより、栄養状態の維持改善を図るとともに、住み慣れた地域で健康に生活を送ることが出来る様に支援し、あわせて食事の配達時に安否確認をする事を目的として実施しました。 ・延べ配達数 12219食	利用者数はそれほど増えていませんが、配食数は増加しています。これからも引き続き、利用者の健康を支援し続けるとともに見守りという視点からも強化していきます。	A
42	障がい福祉サービスの充実	・車いすの貸し出し 高齢者、障がい者の方等を対象に、車いすの貸し出しを行います。 ・移送サービス 寝たきりの方や車いすを使用されている方で、家族等が送迎できない世帯に対し、医療施設への通院・入退院の支援を行います(宇目)。	R1 R2 R3 R4 R5	B B B 	車いす貸し出し件数合計 29件 本部15件 ・宇目支部10件・米水津支部4件 移送サービス利用数 実績なし。 問い合わせ等もなし。	車いすの清掃、点検に取り組み、安全な貸し出しを行います。 現状、宇目支部では使用できる車が一台であり、利用希望があっても社協職員での対応となるため積極的な広報はできていません。利用対象者や利用希望者の状況を把握し、今後は対象者の選定等、「移送サービス事業」自体の形についても検討を重ねていく必要があります。	B

43	子育て支援サービスの充実	・チャイルドシートの貸し出し 着用義務のある乳幼児の保護者・親族に対し、一時的な貸し出しを行います。 ・上浦子育て支援事業 乳幼児、未就学児、その親等を対象にレクリエーション活動や一時預かり等を行うとともに、SNS等で情報発信を行い、利用促進に努めます。	R1	A	チャイルドシート貸し出し件数 5件 貸し出しする際、希望があれば取扱説明書を一緒に渡して貸出を行っています。	今後も安心・安全に使用できるよう返却時の清掃、点検に取り組んで貸出業務を行っています。	B
			R2	A			
			R3	B	一時預かり利用人員 延べ43名 行事の際には声掛けを行い利用促進に努めました。	コロナの影響で利用者が減少していますが、保護者が参加したくなるような行事を考えました。上浦地域の保育機能を担う、一時預かりについて啓発に努め、利用促進を図って行きます。	
			R4				
			R5				
44	健康づくり事業の充実	・高齢者の介護予防として健康づくり事業を行います。また総合事業の卒業者や若年層等、幅広い対象での事業実施を進めます。 さいき通りゃんせ（佐伯支部）	R1	A	シニア世代を対象にノルディックウォークを通して仲間づくりや体力づくりを行い、健康寿命を延ばし地域で元気に暮らすことを目的に事業を行いました。 ・6月より毎月2回（9月料理教室 3名1グループ）実施 コロナ感染予防への配慮に努め、年間を通し実施、集いの場の確保・体力の向上に取り組んだ。 ・参加者 延べ 132名（健康料理教室 10名含む） ・3月アンケート調査を行う。	健康寿命、仲間づくりなどに対する意識の高いグループであった。また、アンケート調査より、参加者の体力向上と、健康意識の向上につながった事も伺えた。次年度も継続して事業を行っています。	
			R2	A	さいき通りゃんせぶらす（佐伯支部） さいき「通りゃんせ」事業のフォローアップ事業として、ノルディックウォークを楽しみながら健康意識・きずなづくり・体力づくりを継続することを目的に行いました。 コロナ感染予防への配慮に努め、年間を通し実施、体力の向上に取り組んだ。 ・6月より毎月1回実施 ・参加者 延べ 36名	ノルディックウォークが体に与える効果も理解していただき、長い距離を歩ける体力がつけました。次年度も継続して事業を行っています。 登録者に対する参加人数の減少は、今年度の課題である。実施日の見直しや、加枠の拡大を行うなど、実施計画の見直しを行っています。	

44	健康づくり 事業の充 実	上浦元気アップ事業(上浦支部)	R3	A	引き続きストレッチ、筋力トレーニング、有酸素トレーニング、ヨガ等を取り入れ運動機能向上に努めました。 月・木 10時～11時30分 第3木曜 14時～ 参加者 延べ 570名	伝える目的、内容を確認しながら、多くの住民の方に読んでいただける広報誌を目指していきます。 また、企業や学生等と連携して記事づくりに取り組んでいます。	A
		宇目このゆびとまれ(宇目支部)	R4		各種体操や制作活動、レクリエーション、おやつ作り等を通して、健康・介護予防に関する意識の向上、身体機能・精神面の向上を図りました。 月1～2回実施(12回/年)実施 参加者 延べ 96名	体操やレクリエーションなど一緒に行うことにより、健康づくりや閉じこもりの予防、また参加者の健康意識の向上につながりました。 コロナウイルス感染症の影響により例年より実施回数が減少し、利用者からも中止を惜しむ声もありました。来年度も利用者の声に耳を傾けながら、体操やレクリエーションなど継続して参加してもらえようように事業を行っていきます。	
		直川シニア世代元気事業(直川支部)	R5		シニア世代を中心に健康寿命を延ばす事を目的として、ストレッチ体操等の介護予防への取り組みを行いました。 地域に住む同世代が交流する事で、地域への関わりが増え、活動の範囲を広げることへとつながりました。 2か所 各週1回 35回実施 参加者延べ426名 (コロナの影響で5か月中止)	今年度は少しずつ参加者が減ってきました。体操後は直川中学校生徒と交流する場などを設け、参加者が大変楽しそうな姿を見受けることが出来ました。今後も継続して参加して頂けるように講師と相談しながら事業を行っていきます。	
					「思いやりごはん」うめ(宇目支部・新規) No.39.再掲載	No.39.掲載のとおり	
					3カフェテラス(佐伯支部・新規) No.39.再掲載	No.39.掲載のとおり	
					体操教室 ひとつむぎ(本匠支部・新規) No.39.再掲載	No.39.掲載のとおり	

4 権利擁護体制の充実(45～46)							
45	日常生活自立支援事業(県受託事業)	・軽度の認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者等の判断能力が十分でない人に対して、権利擁護に係る相談、福祉サービスの利用援助や金銭管理等の援助を行います。	R1	A	新規契約40件、解約件数29件相談⇒アセスメント⇒意思確認⇒契約の流れを取り、通帳や印鑑を預かり、ひと月の生活費を本人と相談しながら決定しています。また、本人同意のもと、各種手続きを代行して行いました。	判断能力が不十分で銀行での払い戻しや入金ができない方の支援を行い、自宅での生活を支えることができました。	A
			R2	A			
			R3	A			
			R4				
			R5				
46	成年後見制度の利用促進	・判断能力が十分でない方、判断能力がない方を対象に制度の説明や必要な相談機関へつなぎます。 ・市と連携し、成年後見支援センターの設立に向けた検討を行います。	R1	A	令和3年7月に、佐伯市成年後見支援センターを設立しました。 【主な事業内容】 ・普及啓発：パンフレット作成・配布、市報・社協だより、ホームページ等による周知、各種関係機関の会議に出席し、制度やセンターの普及啓発に取り組みました。 ・相談対応：本人、親族、関係者等からの相談を受付、支援しました。相談実績：76件 ・利用促進 受任者調整会議：2回(9月、1月) 市民後見人養成講座：10日間(10月～3月) 受講修了者：15名(内名簿登録者 5名) ・法人後見事業 受任状況：後見類型 2件、保佐類型 1件	相談支援の窓口が設置されたことで、制度の利用促進につながりました。 権利擁護を必要とする人を発見し、地域の専門職や関係団体と連携しながら、引き続き、制度の利用促進に取り組みます。併せて、法人後見及び新たな担い手の育成に努めます。	A
			R2	A			
			R3	A			
			R4				
			R5				

基本目標4 安全・安心なまちづくり

Ⅰ 地域ぐるみの防犯・防災対策の推進(47～54) Ⅱ 誰にでもやさしいまちづくりの推進(55)

【社会福祉協議会の取組】

A 順調に推移
B 概ね順調に推移
C やや不足していた
D 不足していた

No.	事業名	事業内容	実施状況		令和3年度の具体的な取り組み	効果と反省	評価
Ⅰ 地域ぐるみの防犯・防災対策の推進(47～54)							
47	災害ボランティアセンターの設置・運営	・佐伯市との協定により、大規模災害時には「災害ボランティアセンター」を設置・運営し、被災者支援を行います。	R1	A	11月に行われた、南海トラフ地震臨時情報避難訓練に社協職員5名が参加し、蒲江地区の避難行動要支援者の避難誘導支援を行った。	南海トラフ地震に備えて、福祉避難所の必要性や避難訓練の必要性を理解し、市と協働して検討するよい機会となりました。	A
			R2	A			
			R3	A			
		・災害支援に必要な資機材の準備を行っており、大規模災害に備えます。	R4		送風機や災害テントなど整備を行うとともに、ニーズ調査を想定したゼンリン地図なども購入し、災害時の備えに努めました。	災害時の備えとして発災時、誰もがすぐに道具を使用できるように倉庫の整理や保管場所の確認を行うことができました。今後も継続してすぐに道具が使用できるように点検・整理を徹底していきます。	
			R5				
48	地域防災講座への講師派遣	・地域の研修の講師や訓練への協力として職員の派遣を行い、防災を通じて、地域づくりができるよう支援します。	R1	A	宇目、弥生地区に職員を派遣し、防災学習会、炊き出し訓練、避難所体験学習会を行いました。	災害発生時の対応について地域住民に啓発することができました。今後も、防災学習未実施の地域を含め、防災学習会を継続して実施していきます。また、南海トラフ地震発生時の対応として、山間部の方は、海岸部の被災者を受入れる体制づくりの必要性について研修を進めていきます。	A
			R2	A			
			R3	A			
			R4				
			R5				
49	防災教育プログラム事業	・学校での防災教育で活用できる防災研修メニューにより、体験を通じた防災意識の醸成を図ります。	R1	A	児童館、小・中学校、で避難所訓練、テント・間仕切り組立て等防災学習会を実施。発災時、どこに避難すればよいか意識づけることが出来ました。	発災時、避難場所に避難してからの生活について学習機会を提供することが出来ました。今後も新たな情報を入手し、児童生徒に正しい情報を伝えていきます。	A
			R2	A			
			R3	A			
			R4				
			R5				
50	災害ボランティアネットワーク協議会の運営	・災害時に支援活動が可能な団体と、日ごろから顔の見える関係を構築するために、会議、訓練、研修を行います。	R1	A	災害ボランティアネットワーク協議会の名簿など更新を行い災害に備えました。会議はコロナ禍の影響を受けて、開催はできませんでしたが、研修会への周知を行い、社協センター内で、ワークショップの開催をしました。	コロナ禍で、会議の実施ができませんでしたが、研修会にて、交流をすることができました。次年度は、災害ボランティアネットワーク協議会の一員であることを再認識していただき、市内で災害が発生した時はいつでも活動できる体制を整えていきます。	B
			R2	A			
			R3	B			
			R4				
			R5				

51	災害に対応できる職員の育成	・災害の知識を有し、災害時に対応できる職員を育成するため下記の事業を行います。	R1	B	コロナの影響で防災士の資格取得研修実施はありませんでした。	職員全体が防災士の知識をもてるよう学習を進めていきます。	B
		防災士の資格取得 被災地への現地派遣	R2	B	コロナ禍で防災士の資格取得枠がありませんでした。 今年度は大分県内で支援が必要な規模の災害は発生しなかったため職員の派遣はありませんでした。	災害発生時には被災地域の派遣を通じて、災害の備えを進めていきます。	
		災害ボランティアセンターの設置運営訓練	R3	B	11月に災害ボランティア設置運営訓練を実施し、新人職員9名が参加しました。	今後は、コロナ禍に対応できるように、ICT化に取り組んでいきます。	
		延岡市社会福祉協議会との合同訓練	R4		実施はありませんでした。	必要性について延岡市社協とも検討を進めていきます。	
			R5				
52	防災標語づくり	・子どもから高齢者までを対象に、防災標語を地域内で募集し、地域での啓発に活用することで、防災意識の向上を図ります。	R1	B	作成した防災カルタを児童館・児童クラブで活用してもらいました。また、第2弾防災カルタ作成に向けて、児童館の協力のもと、防災標語を募集した。	防災カルタは、学校や地域の防災事業で活用してもらい、防災への意識づけを行うことが出来ました。 防災標語を多く回収できたため、第2弾防災カルタを作成します。	A
			R2	A			
			R3	A			
			R4				
			R5				
53	緊急情報キット事業	・高齢者の緊急事態に対処するため、緊急情報キットを配備します。民生委員児童委員協議会の協力による年1回の情報更新を通して、見守り活動も行い生活の安心を確保します。	R1	A	コロナウイルスの感染状況をみながら、民生委員児童委員協議会の協力のもと、年に1回の更新作業を行い、順調に配備ができました。 【令和3年度】 新規 543世帯 更新 7,001世帯 設置世帯総数 7,544世帯	緊急時、すぐに情報の共有ができるよう整備することができました。今後も更新作業を継続していきます。	A
			R2	A			
			R3	A			
			R4				
			R5				
		地域の見守り活動の支援を行います。	R1	B	各地域で以下のとおり、見守り支援を行いました。	見守り活動が広がるように関係団体との連携に努めていきます。	
		配食サービスによる見守り活動	R2	B	栄養状態の維持改善を図り、健康に生活が送れるよう支援するとともに、配達時には利用者の安否確認を行いました。 上浦地区毎日型配食 12219食(昼・夕)	配食の申請、配達を通して見守りや安否確認が行えています。また、配食利用者に対して、地域住民の見守り意識の向上にもつながっています。	

54	高齢者や子どもの見守り活動の推進	宇目あんしん見守り隊活動(宇目支部)	R3	B	住民を取り巻く地域の近隣生活関係、人間関係(相互扶助)をできるだけ『自然なかたち』で活用し、高齢者等の見守りを機能させていくことを目的に毎年夏季に啓発ハガキを協力者へ送付しています。協力団体・事業所数 105件	毎年継続して見守りに対する啓発を行うことで関係機関や協力団体の見守り意識に役立てられています。今後も協力してもらえるよう活動を継続していきます。	B
		蒲江安心安全マンボウ隊(蒲江支部)	R4				
		R5		コロナウイルスの影響で地区の行事等が中止となり、活動ができませんでした。蒲江地区のみ子供たちの登下校の際の見守りを行いました。	次年度も継続して活動していきます。		
2 誰にでもやさしいまちづくりの推進(55)							
55	新たな移送サービスの検討	・住民のニーズに応じた交通手段の検討を行います。	R1	B	ケアマネジメント支援会議や地域ケア会議に出席し、住民の移送に関するニーズを把握しました。また、佐伯市内の交通手段について理解を深め、生活支援コーディネーター間でも協議を行いました。移送課題の解決に向け、コミュニティーバスのさらなる利用促進に向け、乗車体験の支援や課題整理を進めています。直川支部では、移送課題の解決におけた社会福祉法人による意見交換会を実施しました。	コロナ渦で先進地視察はできませんでしたが、ZOOM研修により先進地事例を聞く機会が増えました。来年度以降は、目的と対象を限定し、モデル地区を指定し取り組みを進めていきます。	B
			R2	B			
			R3	B			
			R4				
			R5				
					安心して暮らせる社会の実現において・シトラスリボンプロジェクトの取り組み コロナ差別をなくすシトラスリボン活動の啓発として、公民館等へのポスターの掲示し、作成したリボンを市役所、金融機関などに設置協力いただくなどし、3000個の配布を行いました。	市社協のみではなく、民児協なども賛同し、多くの方の賛同を得ることができ、コロナ禍だからこそ、暮らしやすい社会、福祉への啓発活動につながりました。年間を通して継続実施することで、多くの人への周知へとつながりました。今後も福祉の増進へPR活動を行っていきます。	